日本語教育推進議員連盟第 23 回総会　式次第

令和７年 12 月 11 日（木）８時３０分～
衆議院第２議員会館　１階　多目的会議室

一、　開 会（司会進行）　　事務局長 里見 隆治

二、　挨 拶　　会　　長 柴山 昌彦

三、　役員体制について

四、　議 事

① 関係省庁の日本語教育に関する取組の状況について（報告）
② 日本語教育機関認定法の施行状況について（報告）
③ その他

五、　閉 会
挨 拶　　副 会 長 浮島 智子

令和７年 12 月 11 日　日本語教育推進議員連盟第 23 回総会関係省庁等・関係団体

出席者一覧

＜関係省庁等　出席者＞

【文部科学省】

塩見　みづ枝　　総合教育政策局長
橋爪　淳　　　　大臣官房審議官（総合教育政策局担当）
降籏　友宏　　　総合教育政策局日本語教育課長
釜井　宏行　　　総合教育政策局国際教育課長
佐藤　邦明　　　高等教育局参事官（国際担当）
鴨志田　暁弘　　総合教育政策局視学官（日本語教育課付）

【総務省】

槇田 祐子　　　自治行政局国際室参事官補佐
熊原 渉　　　　国際戦略局技術政策課研究推進室課長補佐

【法務省】

福原　申子　　　出入国在留管理庁在留管理支援部長
菱田　泰弘　　　出入国在留管理庁政策課長
沼本　光江　　　出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室長

【外務省】

権田　藍　　　　大臣官房文化交流・海外広報課長
四ツ谷　知昭　　独立行政法人国際交流基金　日本語第１事業部長

【厚生労働省】

佐藤　純　　　　人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室技能実習監理官
仙田　統悟　　　職業安定局外国人雇用対策課課長補佐

【経済産業省】

雪田　嘉穂　　　通商政策局技術・人材協力室総括補佐

【内閣官房】

片山　真人　　　外国人との秩序ある共生社会推進室参事官

＜関係団体等　出席者＞

【日本語教育機関団体連絡協議会】

(一財) 日本語教育振興協会	理事長	加藤　早苗
(一財) 日本語教育振興協会	理事	白石　勝己
(一社) 全国日本語学校連合会	理事長	長岡　博司
(一社) 全国日本語学校連合会	事務局長	井之上　純孝
(一社) 日本語学校ネットワーク	代表理事	大日向　和知夫
(一社) 日本語学校ネットワーク	理事	木全　浩智
(一社) 全国各種学校日本語教育協会	副理事長	永井　早希子
全国専門学校日本語教育協会	副会長	池田　俊一
全国専門学校日本語教育協会	事務局長	西村　学
(一社)　全日本学校法人日本語教育協議会	理事	江副カーネル隆二
(一社)　全日本学校法人日本語教育協議会	事務局	日下田　誠司
日本語教育機関団体連絡協議会事務局		森下　明子
日本語教育機関団体連絡協議会事務局		谷　一郎

【公益社団法人日本語教育学会】

公益社団法人日本語教育学会	副会長	小澤　伊久美
公益社団法人日本語教育学会	副会長	伴野　崇生

資料１

日本語教育関係施策等の推進状況について

令和7年12月

＜目次＞

文部科学省関係…………………………………p. 2
法務省関係……………………………………p.27
外務省関係……………………………………p.40
厚生労働省関係…………………………………p.58
経済産業省関係…………………………………p.65
総務省関係……………………………………p.69

文部科学省関係資料

日本語教育機関団体連絡協議会の要望への文部科学省の主な対応状況

- **認定日本語教育機関への支援**
  - 令和７年度補正予算案において「日本語教育ニーズの多様化を踏まえた教育カリキュラム編成・質向上支援事業」に必要な経費を計上

- **認定申請の円滑化**
  - 法務省告示機関向けの説明会の開催等による不認定事由や留意事項の周知・資料の充実等

- **日本語教員試験の受験機会の拡大**
  - 令和７年度補正予算案において「日本語教員試験のCBT化に向けた試行試験の実施」に必要な経費を計上

在留外国人数の推移

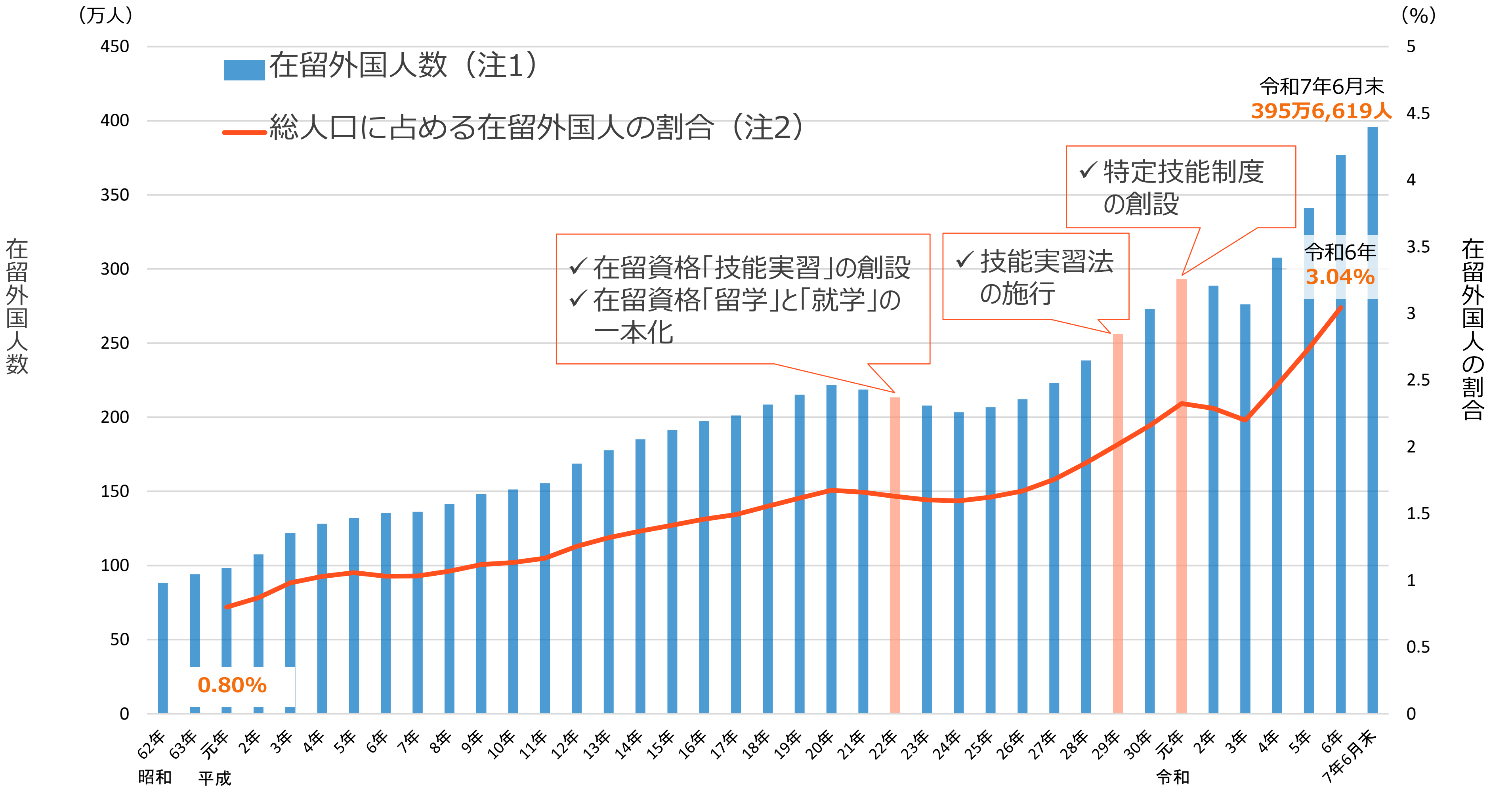

（注1）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。

（注2）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

日本語教育の推進に関する法律　概要

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、
・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
②**日本語教育の水準の維持向上**
③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

・国の責務：
基本理念にのっとり、**日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施**する

・地方公共団体の責務：
基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その**地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施**する

・事業主の責務：
基本理念にのっとり、**国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力**するとともに、その**雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援**に努める

・連携の強化　・法制上、財政上の措置等　・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成**し、閣議の決定を求める。
・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

・**外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
・**外国人留学生等**に対する日本語教育
・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
・**難民等**に対する日本語教育
・地域における日本語教育
・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

海外における日本語教育の機会の拡充

・**海外における外国人等**に対する日本語教育
・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育の水準の維持向上等

・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
・教育課程の編成に係る指針の策定等
・日本語能力の適切な評価方法の開発

日本語教育に関する調査研究等

・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
一　日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
二　外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
三　日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
四　日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年６月28日公布・施行）

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

○　日本語教育を推進するため、**令和元年６月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。**
○　同法第10条の規定により、**令和２年６月23日**に**日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定（閣議決定）。令和７年９月５日に改定。**

第１章　日本語教育の推進の基本的な方向

1　日本語教育推進の目的
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与

2　国及び地方公共団体の責務
○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
○地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3　事業主の責務
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4　関係省庁・関係機関間の連携強化

第２章　日本語教育の推進の内容に関する事項

1　日本語教育の機会の拡充
（１）国内における日本語教育の機会の拡充
幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育（日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、特定技能・育成就労制度における日本語能力向上方策、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

（２）海外における日本語教育の充実
外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）

2　国民の理解と関心の増進

3　日本語教育の水準の維持向上等
（１）日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・質向上等
（２）日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実等

4　教育課程の編成に係る指針の策定等
「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等

5　日本語能力の評価
試験等の対応付け手続きを含めた「日本語教育の参照枠」の普及、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等

6　日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第３章　その他日本語教育の推進に関する重要事項

1　推進体制

2　基本方針の見直し
おおむね５年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1．日本語教育機関の認定制度の創設

（1）日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、**日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。**

（2）認定の効果等

○ 文部科学大臣は、**認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表**する。

○ 認定日本語教育機関の設置者は、**生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。**

（3）文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に**日本語教育の実施に関し報告を求めることができる**ほか、**勧告及び是正命令を行うことができる。**

※**認定基準に関する法務大臣への協議、**文部科学大臣と**法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。**

2．認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①**「日本語教員試験」に合格**し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する**「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。**

○ 日本語教員試験は、**「基礎試験」**及び**「応用試験」**とで構成し、**文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施**する。

○ **文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、**申請により**「基礎試験」を免除**する。

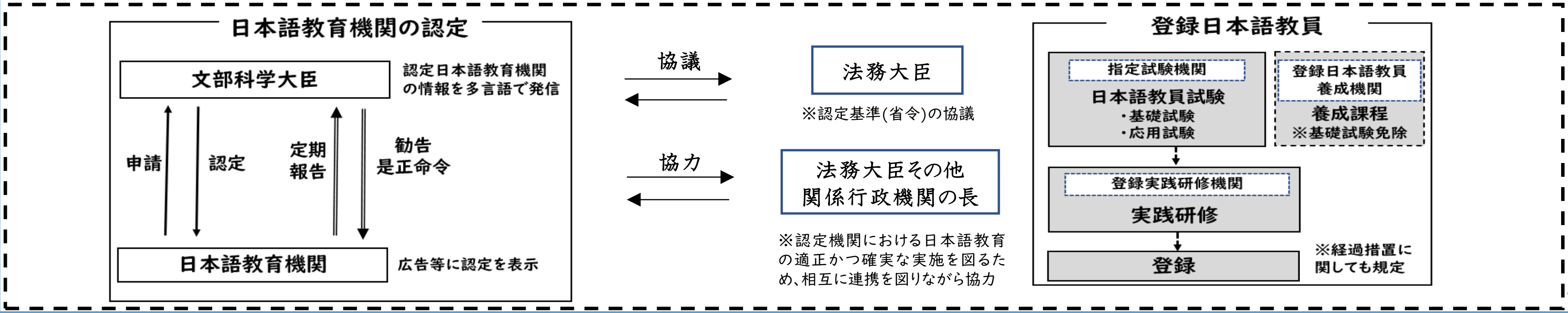

施行期日 令和６年４月１日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

外国人との秩序ある共生社会の実現について（内閣総理大臣指示）（抜粋）
令和７年１１月４日

・・・

二　第一に、既存のルールの遵守・各種制度の適正化についてです。

・・・

②　厚生労働大臣、文部科学大臣をはじめとする各種制度を所管する各大臣は、その適正利用等に向けた取組を推進してください。具体的には、

・国保料、医療費（入国前の民間医療保険への加入の検討を含む）、児童手当、就学援助、外国人留学生・外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度・運用の見直し・適正化の推進

・入管庁と市区町村又は関係行政機関との情報連携の推進

・在留外国人（成人・子供）への日本語教育の充実

・査証手数料と在留許可手数料について、主要国の水準等を踏まえた見直し

をお願いします。

・・・

外国人等に対する日本語教育の推進

令和8年度要求・要望額　2,246百万円
（前年度予算額　1,598百万円）

文部科学省

現状・課題

我が国の在留外国人は令和６年末で約377万人。過去30年で約2.78倍に増加し、日本語学習者も令和５年で約26万人である。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化したが、今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和７年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年６月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和６年４月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、日本語教育の環境整備を計画的に推進。

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)
652百万円（550百万円）

地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。

令和８年度には62自治体（全体の９割）まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

②日本語教室空白地域解消の推進強化
141百万円（147百万円）

日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。

ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づくB1レベルの動画コンテンツを追加開発。

③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業
18百万円（18百万円）

NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズに対応した先進的な取組を創出。（障害を有する外国人に対する日本語教育、文化や宗教上の理由により学習へのアクセスが困難な外国人への日本語教育等）

条約難民等に対する日本語教育
236百万円（236百万円）

条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。

2 日本語教育の質の向上等

①「日本語教育の参照枠」等に基づく教育カリキュラム編成・質向上支援事業（新規）
353百万円（新規）

アドバイザーの派遣等を通じた課題改善支援、日本語教育機関と関係者が連携した質向上に向けた支援を行うことにより、教育カリキュラムの質向上プロセス・モデル等を確立・普及する。

- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育カリキュラムの構築
- 目的・出口志向の教育カリキュラムの構築　等

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充)
337百万円（229百万円）

日本語教育人材の資質・能力の向上を図るため、日本語教師の資格取得後のキャリア形成、及び養成・研修への高度かつ専門的な教育研究・手法の反映に向け、以下を実施。

- 日本語教師の養成に必要な研修の改善・実施、及び新規研修の開発の企画・検証
- 地域の日本語教育関係者のネットワーク構築、登録日本語教員養成・実践研修の担当教員向け研修の継続実施、各地域の課題・ニーズ等を踏まえた特色ある取組の開発・展開

③省庁連携日本語教育基盤整備事業等
8百万円（9百万円）

日本語教育を推進するため、以下を実施。

- 日本語教育推進関係者会議の開催
- 日本語教育大会の開催
- 日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の運用保守

④日本語教育に関する調査及び調査研究
17百万円（17百万円）

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。

⑤日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(拡充)
483百万円（392百万円）

日本語教育機関認定法等に基づき、以下を実施。

- 日本語教育機関の審査等
- 日本語教員試験の実施、改善
- 日本語教員試験の免除を受けるための講習の実施
- 日本語教育機関認定法ポータルの運用保守

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	中期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
・地域日本語教育の全国展開 ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開	日本語学習者の増 （日本語教育環境の整備）	日本語学習者の増 （日本語教育環境の整備）	・日本語教育の質の維持及び向上 ・外国人との共生社会への寄与

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

令和8年度要求・要望額　652百万円
（前年度予算額　550百万円）

文部科学省

背景・課題

　在留外国人の増加に伴い、日本語教師、日本語学習支援者の不足や学習者のニーズに応じた日本語教育の実施が不十分などの課題がある中、令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、それに基づく国の基本方針が閣議決定された。それらに基づき、地方公共団体の責務を踏まえ、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、地域の状況に応じた日本語教育施策を確実に実施し、生活等に必要な日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進できるよう、地域における日本語教育環境を強化するための体制整備を図る必要がある。
　「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」には、日本語教育が重点事項として位置付けられ、「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「成長戦略等のフォローアップ」でも、地域の日本語教育の体制整備推進が明記されている。

事業内容

1　企画評価会議の実施　6百万円（6百万円）

2　地域日本語教育の総合的な体制づくり推進

【補助】　615百万円（513百万円）
対象：都道府県・政令指定都市　件数：62件（53件）

補助率：２分の１
※（２）◇ⅰ・ⅱを実施する団体には補助率加算【最大３分の２】

（１）広域での総合的な体制づくり【普通交付税措置】

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進
・日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
・地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
・日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

＜取組事例＞
• 複数市町村による連携促進
• オンラインによる広域的な日本語教育等

（２）地域の日本語教育水準の維持向上【普通交付税措置】

◇「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発・試行
ⅰ「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
ⅱ「地域における日本語教育の在り方について(報告)」で示すレベル(B1) 時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

（３）都道府県等を通じた市町村への支援（間接補助）【特別交付税措置】

・市町村が都道府県等の関係機関（民間団体等）と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3　総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】　31百万円（31百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

▼ 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり 連携イメージ

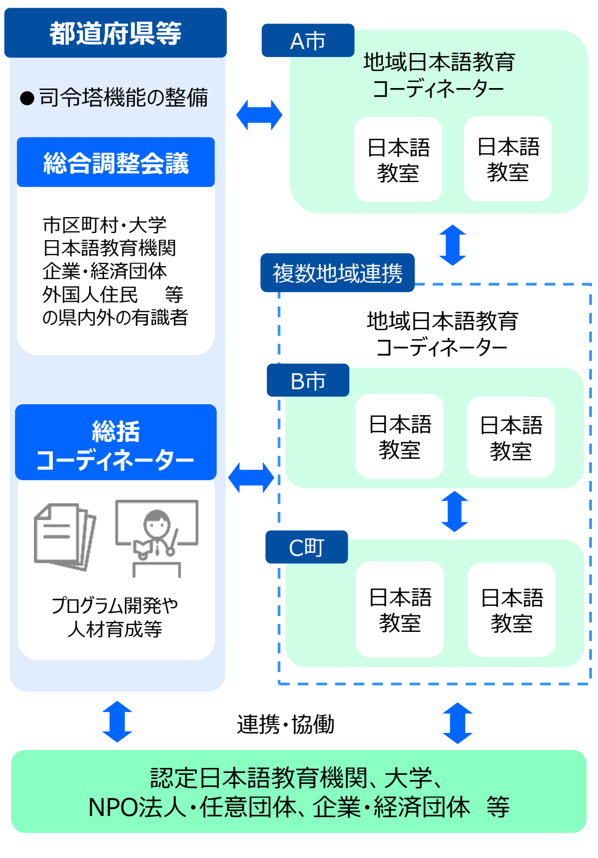

※オンラインを積極的に活用

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	中期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
・都道府県・政令指定都市に対する本事業による支援の実施	・各地域での日本語教育支援体制の整備	・日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化	・日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

令和７年度　外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体

都道府県 42団体		政令指定都市 16団体
・北海道	・三重県	・仙台市
・岩手県	・滋賀県	・さいたま市
・宮城県	・京都府	・千葉市 ＊
・秋田県【新】	・大阪府	・横浜市
・山形県	・兵庫県	・川崎市
・福島県【新】	・奈良県	・静岡市国際交流協会
・茨城県	・和歌山県	・浜松市 ＊
・栃木県	・鳥取県 ＊	・名古屋市
・群馬県	・島根県 ＊	・京都市国際交流協会
・埼玉県 ＊	・岡山県	・大阪市
・千葉県	・広島県	・神戸市
・東京都	・山口県	・岡山市
・神奈川県	・徳島県	・広島市
・新潟県	・香川県	・北九州国際交流協会
・富山県	・愛媛県	・福岡市
・石川県	・高知県	・熊本市 ＊
・山梨県 ＊	・福岡県	
・長野県	・佐賀県	
・岐阜県	・長崎県	
・静岡県	・大分県	
・愛知県	・宮崎県	

＊「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を活用した日本語教育プログラムの開発・試行を計画に含む団体（補助率を3分の2に調整）

【対象】都道府県47・指定都市20
【採択】合計58（うち、補助率調整7）

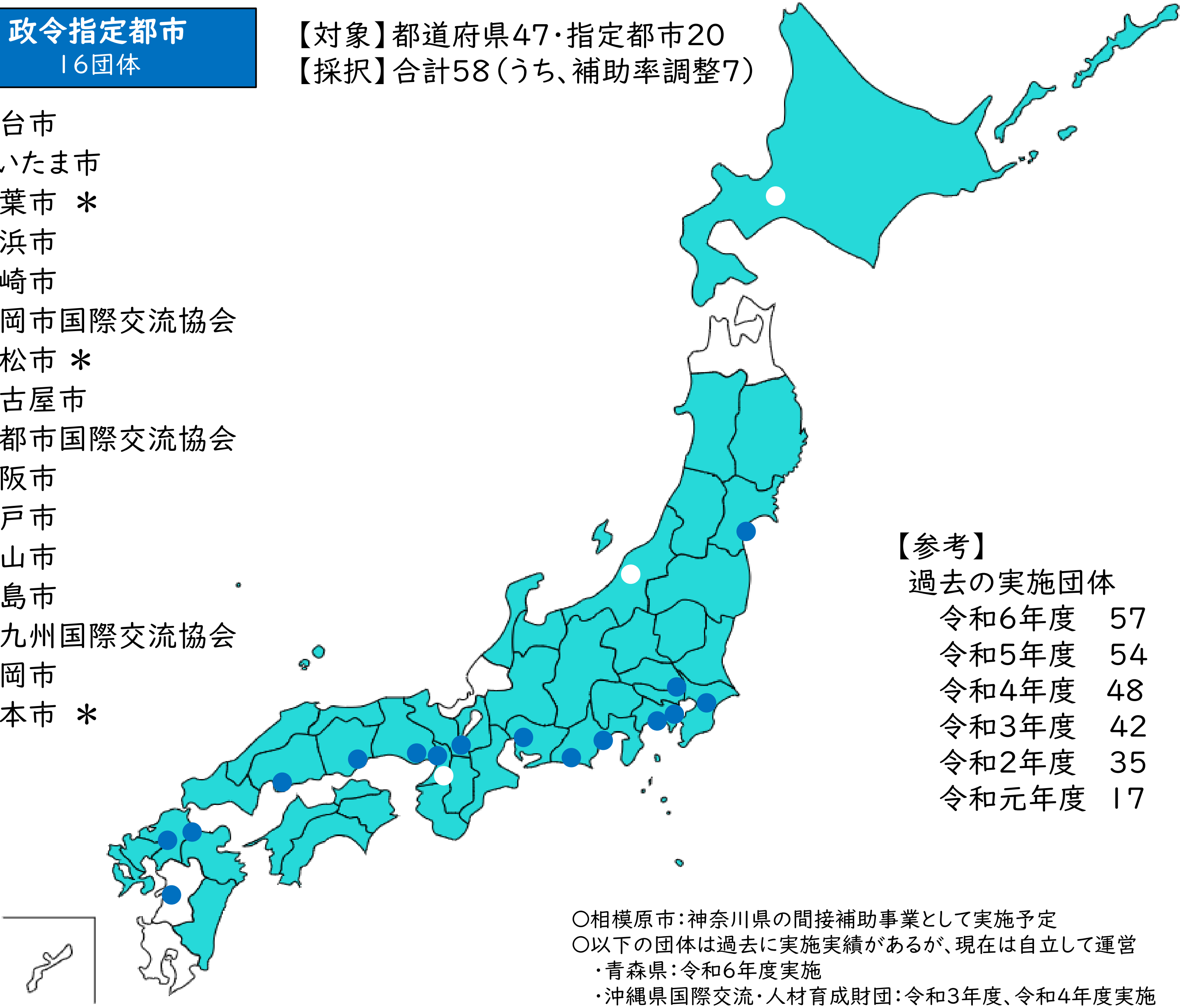

【参考】
過去の実施団体

令和6年度	57
令和5年度	54
令和4年度	48
令和3年度	42
令和2年度	35
令和元年度	17

〇相模原市：神奈川県の間接補助事業として実施予定
〇以下の団体は過去に実施実績があるが、現在は自立して運営
・青森県：令和6年度実施
・沖縄県国際交流・人材育成財団：令和3年度、令和4年度実施

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

令和8年度要求・要望額　141百万円
（前年度予算額　147百万円）

文部科学省

現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下「空白地域」という。）は737である（令和５年11月現在）。その地域に在住する外国人数は141,309人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

空白地域の数の推移

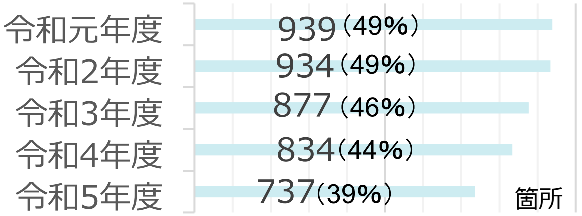

（括弧内は空白地域の比率）

出典：文部科学省「日本語教育実態調査 令和5年度報告」（令和6年9月）

事業内容

1　地域日本語教育スタートアッププログラム、セミナー・研究協議会の実施 【33百万円（45百万円）】

①地域日本語スタートアッププログラム
日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした専門家チームによる支援を行う。　件数：10件

②空白地域解消推進セミナー
日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催

③日本語教室開設に向けた研究協議会
域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

▼ アドバイザー派遣の支援

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援 / カリキュラム・教材の開発に対する支援 / 教室運営の安定化に向けた支援

専門家チームによる３年支援

地方公共団体による取組：
日本語教育を行う人材の育成 → 日本語教室の開設（試行） → 日本語教室の運営

▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

2　ICT教材の開発・提供 【109百万円（102百万円）】

日本語学習サイト「つながるひろがる　にほんごでのくらし」（通称:つなひろ）

地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図る。

▼ 日本語学習サイト「つながるひろがる　にほんごでのくらし」

- ３レベルの動画教材（50シーン、約200動画）
- 対応言語　20言語（令和7年度末）
  中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピノ語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、シンハラ語、ベンガル語（予定）、日本語

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	中期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
・日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供 ・空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実	・地域日本語教室スタートアッププログラムの支援による日本語教室の開設	・地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化	・日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及 ・在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

令和７年度
地域日本語教育スタートアッププログラム採用団体

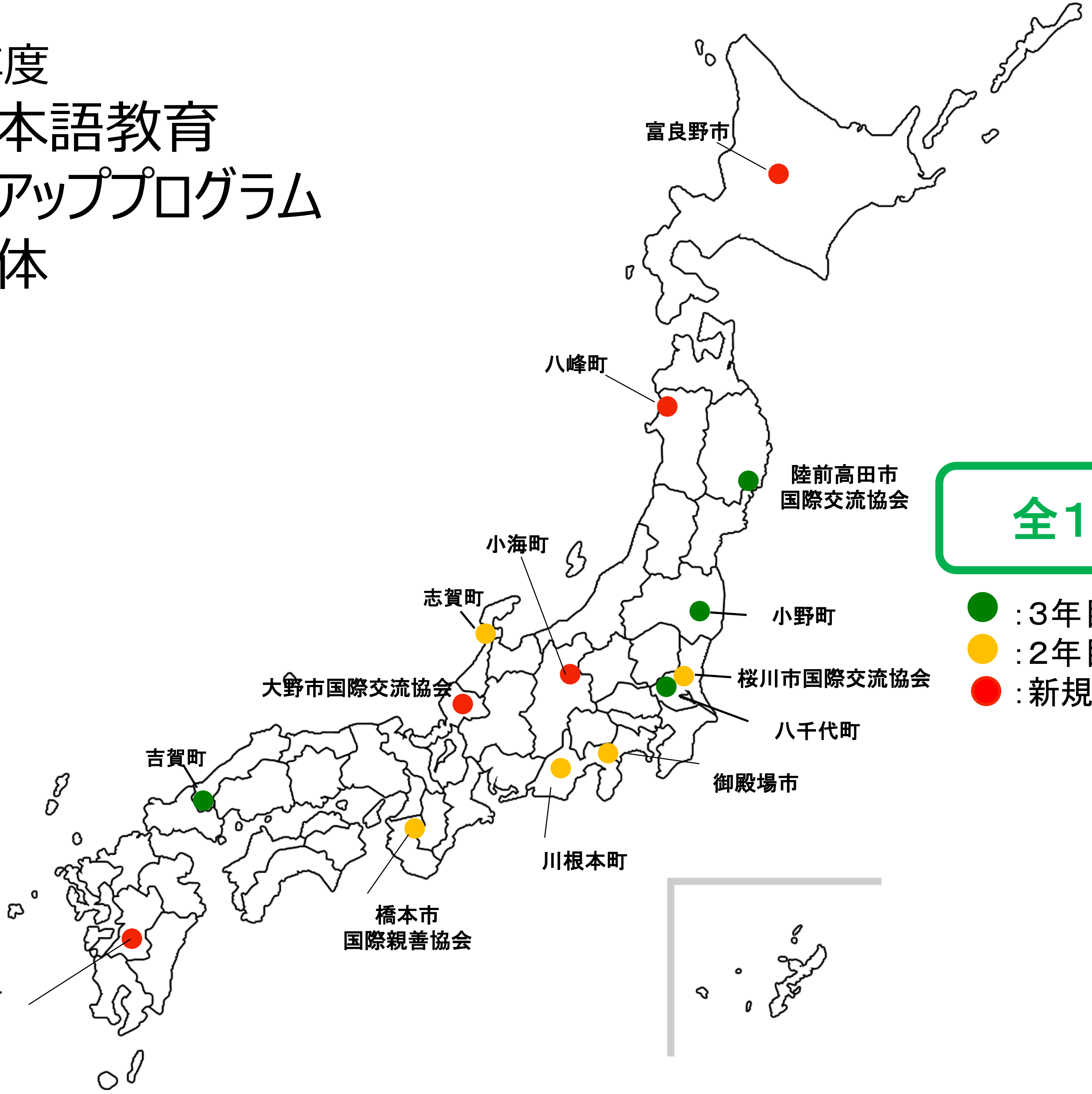

全14団体

- ：3年目（4団体）
- ：2年目（5団体）
- ：新規　（5団体）

文部科学省

TSUNAHIRO 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト つながるひろがるにほんごでのくらし

概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
（開発・運営：文部科学省、委託：TOPPAN株式会社）

内容

・生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
・活用方法等のセミナーの開催、広報活動

対応言語　＜全２０言語＞

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピノ語、インドネシア語、クメール（カンボジア）語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、フランス語、シンハラ語、ベンガル語【令和７年度対応予定】、日本語

使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開
・使い方ガイドブック
・パンフレット、ポスター各種
・広報用動画　等

実績

＜令和６年度＞
約３６０万アクセス
＜令和５年度＞
約２１６万アクセス

日本語教育ニーズの多様化を踏まえた教育カリキュラム編成・質向上支援事業

令和7年度補正予算額（案）　2億円

文部科学省

現状・課題

- 外国人労働者をはじめとする在留外国人が増加し、日本語教育機関においては就労を目的とする生徒割合が増加するなど、我が国における日本語教育のニーズは増加するとともに多様化。
- 令和９年度から開始する育成就労制度では外国人労働者に対する認定日本語教育機関による日本語講習が制度化されるなど、就労分野をはじめとする多様なニーズに対し専門的な日本語教育機関が質の高い教育を提供することが求められている。
- 従来は主に我が国の高等教育機関に進学しようとする留学生を対象に教育を行ってきた日本語教育機関が、多様な日本語学習者に対してニーズに応じた教育を提供できる体制を早急に整備することが必要。

【我が国における外国人労働者数】

平成26年	令和６年
79万人	**230万人**

【日本語教育機関の卒業生の進路】

平成25年度	令和5年度
国内進学：80.5% 国内就職：3.1%	国内進学：78.9% **国内就職：10.0%**

事業内容

就労分野における外国人の目的や受入れ先のニーズ等を踏まえた出口志向の教育高度化に向けて、**日本語教育機関と企業等とが連携した教育カリキュラム**の編成・改善等に関する支援を実施し、**教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的方策・教育モデルを取りまとめ**、広く日本語教育機関等に普及・展開。

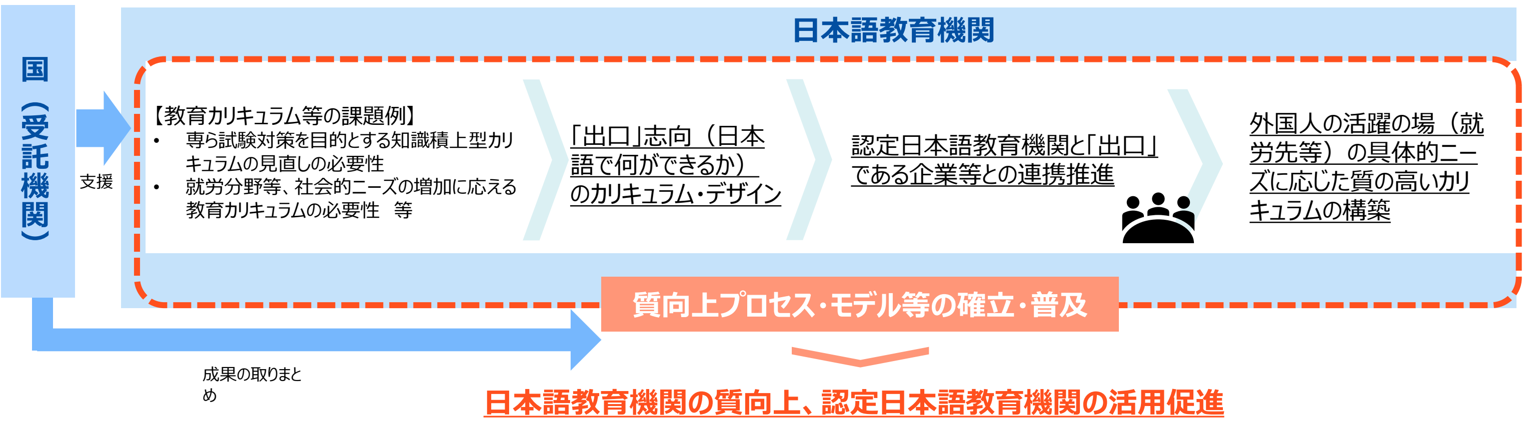

【事業スキーム】
- ✓ 委託先：民間事業者（受託機関から日本語教育機関等に一部再委託）
- ✓ 件数等　９件程度　1件16百万円程度（再委託）
- ✓ 本事業を通じて確立した教育カリキュラム等の質向上のモデルは、成果報告書等を通じて広く普及することを想定

アウトプット（活動目標）
教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的方策・教育モデルの普及・展開

短期アウトカム（成果目標）
教育カリキュラム等の編成・改善

中期アウトカム（成果目標）
目的・出口志向の教育カリキュラムの構築による修了者の活躍

長期アウトカム（成果目標）
- 認定日本語教育機関の質向上
- 認定日本語教育機関の活用促進
- 外国人の能力向上・活躍促進、共生社会の実現

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和7年度補正予算額（案）　0.3億円

文部科学省

現状・課題

　在留外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約５万人と横ばいになっており、そのうち5割以上をボランティアが占めるなど、その指導体制は厳しい状況。

「日本語教育機関認定法」に基づき、日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度が創設され、認定日本語教育機関には登録日本語教員が必置となった。日本語教育の質の向上のためには、日本語教員の継続的なスキルアップが重要であり、日本語学習者の習得段階に応じた指導が充実するよう、「日本語教育の参照枠」を踏まえた新規研修を開発する必要がある。

国内の日本語教育機関・施設等数、日本語教師数及び学習者数の推移

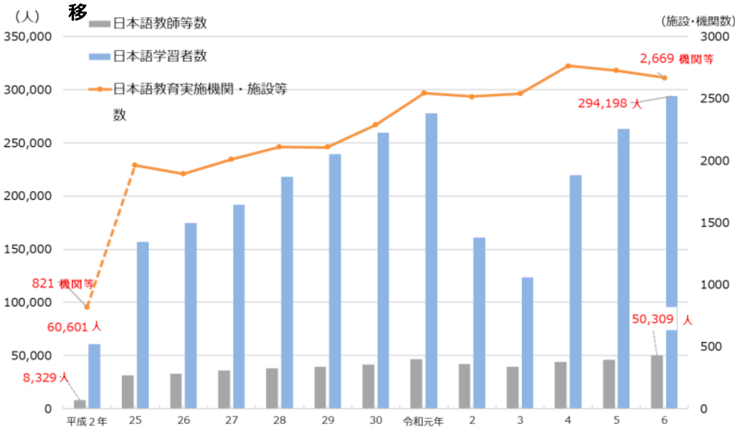

（出典：日本語教育実態調査）

事業内容

現職日本語教員等研修プログラム開発・実施事業

30百万円×1機関

平成31年3月に文化審議会国語分科会でまとめた報告書に基づき実施している既存研修の課題や、現場の登録日本語教員・日本語教育機関等のニーズも踏まえ、「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育課程編成、指導方法、評価方法などに関する研修の開発・試行を実施する。

文部科学省

↓ 委託

日本語教師養成専門機関

研修の開発

「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育課程編成等に関する研修を開発

フィードバック・改善

研修の試行

大学、認定日本語教育機関、地方公共団体、国際交流協会、民間企業、NPO法人　等における日本語教員を対象に研修の試行

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	中期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
・現職日本語教師の研修　年間1,000人	・日本語教師の各分野での活躍促進	・日本語教師の各分野での活躍促進	・日本語教育の質の向上 ・外国人との共生社会の実現に寄与

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

日本語教員試験のCBT化に向けた試行試験の実施

令和7年度補正予算額（案）　1億円

文部科学省

現状・課題

- 日本語教育の推進のため、「日本語教育機関認定法」（令和６年４月施行）に基づく、各種制度・手続き等を円滑かつ確実に実施する必要がある。
- 国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として、国内外での日本語学習ニーズの増大によって日本語教育が一層必要とされている中、登録日本語教員の質的及び量的な確保も必要となっている。
- 登録日本語教員の登録を受けるために必要な日本語教員試験の受験機会の拡大等のため、コンピューター・ベースド・テスティング（CBT）方式による実施について検討する。

事業内容

- 日本語教員試験（国家試験）が、全国の拠点（テストセンター）においてコンピューター・ベースド・テスティング（CBT）方式により実施が可能か、試行試験を実施することによりその検証を行う。

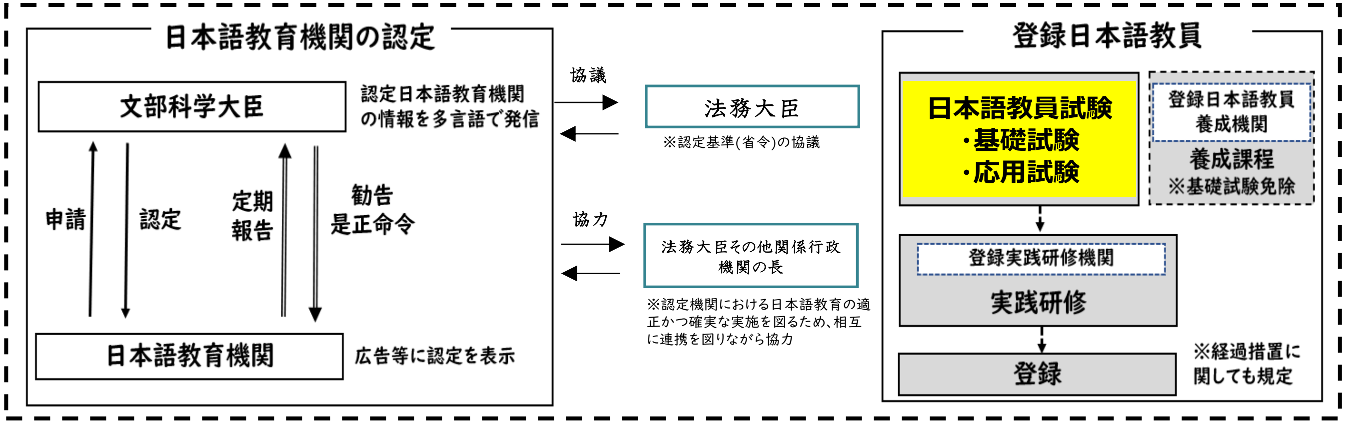

テストセンターのイメージ

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
・法律の施行の確実な運用 ・諸手続の円滑な実施	・日本語教員試験の受験者数の増	・日本語教育の質の維持・向上

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和8年度要求・要望額 236百万円
（前年度予算額 236百万円）

文部科学省

現状・課題

条約難民（※１）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「平成18年以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」（平成15年難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を実施。（R8：70人）

第三国定住難民（※２）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民等の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。（「第三国定住による難民の受入れの実施について（令和元年閣議了解）」等） （R8：60人）

補完的保護対象者（※３）については、難民条約上の難民以外の者で、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の５つの理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見）であること以外の要件を満たすもの（紛争避難民等）を保護するために創設。条約難民と同等の支援を行う。（R8：170人）

※１ **条約難民**･･･「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）によって認定された者。

※２ **第三国定住難民**･･･難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。アジア地域に一時滞在し、国連難民高等弁務官事務所から推薦があった者より受入れ。

※３ **補完的保護対象者**･･･令和５年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

事業内容

条約難民 / **補完的保護対象者**

入国 → 申請 → 認定（法務省）→

定住支援施設における定住支援プログラム

日本語教育プログラム（572授業時間 ※１授業時間45分（＝１コマ））

日本への定住に必要とされる日本語能力の習得
- 対面またはオンラインによる６か月コース
  - １日６コマ、昼間開講、前後期に分け年２期実施
- 対面またはオンラインによる１年コース
  - １日３コマ、夜間開講

難民受入れ実績を有する機関及び難民に対する日本語教師（初任）研修修了教員による指導

日本語教育相談員による指導・助言及び日本語学習教材の支援等

第三国定住難民（非識字者・子供を含む）

出国前研修（外務省）／難民選考申請（法務省） → 入国 →

定住支援施設における定住支援プログラム

日本語教育プログラム
（572授業時間※１授業時間45分（＝１コマ））

日本への定住に必要とされる日本語能力の習得
- 大人：６か月コース（１日６コマ、昼間開講）
- 子供：６か月コース（１日６コマ、昼間開講、後期のみ）

定住支援施設退所後の支援

難民の定住先の自治体と連携を図りながら継続的に日本語を学習できるよう、地域の実情に応じた持続可能な日本語教育の支援体制を構築

- 日本語教育コーディネーターの配置
- 関係機関・団体のネットワーク会議
- 日本語教室の開催・支援者の養成研修
- 通信教材による読み書き学習支援 等

教育の効果について半年ごとに調査を実施（退所後５年）

日本語教育相談員による指導・助言及び日本語学習教材の支援等

→ 地域日本語教室への参加等 自立・定住へ

スーパーで買物の仕方を学習

定住支援施設での日本語の授業

学習発表会の様子と教材一例

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	中期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
日本への定住に必要とされるB1相当までの日本語能力の習得	定住後の自立・定住の促進 定住先自治体の負担軽減	定住後の自立・定住の促進 定住先自治体の負担軽減	共生社会への実現に寄与

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

○ 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れ**ており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
○ 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**約10年間で1.9倍増(令和5年度に6.9万人超)**。
○ 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
○ また、不就学の可能性のある外国人の子供の数は**約8千4百人**(令和6年度調査結果)であり、**引き続き課題**。

⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

多様化の進展(外国人児童生徒の母語)

公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒数(総数:51,510人)

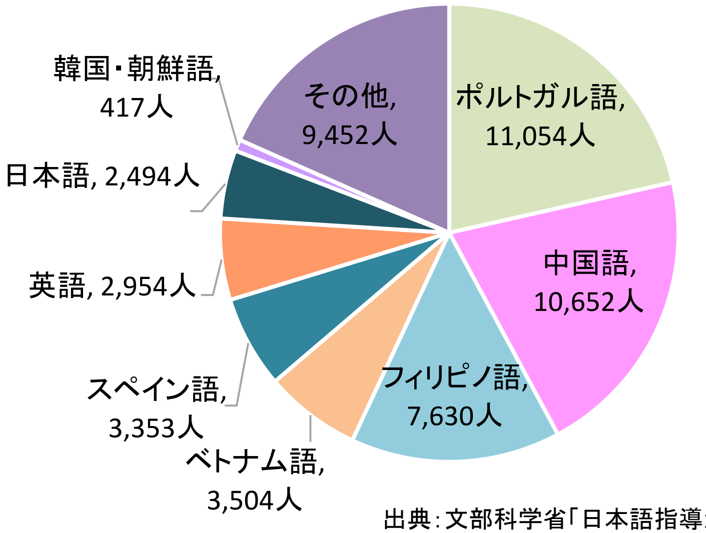

集住・散在化(学校への在籍状況)

都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

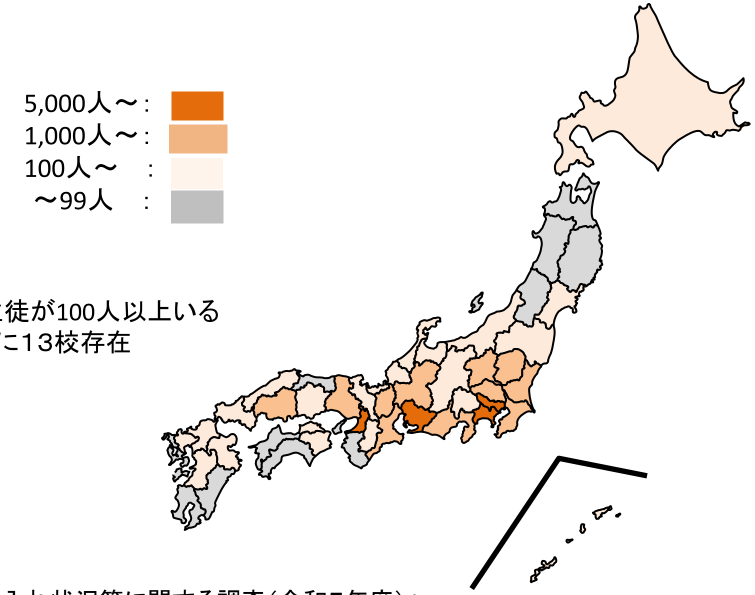

※対象児童生徒が100人以上いる学校は全国に13校存在

出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(令和5年度)」

外国人児童生徒等への教育の充実

令和８年度要求・要望額　1,965百万円
（前年度予算額　1,268百万円）

文部科学省

施策の目標
外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前
- 約8千6百人が不就学の可能性

義務教育段階
- 日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人
- うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約１割存在

高等学校段階
- 年間で8.5%が中退
- 大学等進学率は46.6%

進学・就職へ

- ●就学状況の把握、就学の促進
- ●指導内容の深化・充実
- ●指導体制の確保・充実
- ●日本語指導担当教師等の指導力の向上
- ●進学・就職機会の確保

体制整備

外国人の子供の就学促進事業（H27年度～）
135百万円（95百万円）（拡充）
＜支援メニュー＞　補助率3分の1
・就学状況等の把握、就学ガイダンス
・日本語指導、学習指導　等
⇒（本事業により達成される成果）
不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～）1,777百万円（1,154百万円）（拡充）
＜支援メニュー＞　補助率3分の１
・拠点校方式による指導体制構築　・日本語指導者、母語支援員派遣
・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
・高校生に対する包括的な支援　等
⇒（本事業により達成される成果）
学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業（H30年度～）　12百万円（18百万円）
・「かすたねっと」による多言語文書や日本語指導教材等の提供　・アドバイザーによる指導・助言　・外国人の子供の就学状況等調査（R元年度～）　等
⇒（本事業により達成される成果）日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等（H25年度～）　0.7百万円（0.7百万円）

指導内容構築

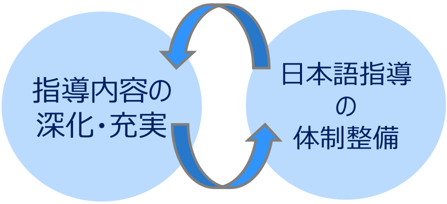

外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業（新規）　40百万円

・外国人児童生徒等への日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含む指導のガイドラインを作成する。
・日本語指導補助者及び母語支援員に関し、従事している業務内容（在籍学級及び取り出し授業での関わり、教員等との連携方法等）や研修等の実態を把握し、効果的な支援体制の構築や資質・能力の向上等に向けた方策を検討し、手引きを作成する。
⇒（本事業により達成される成果）
指導のガイドラインや支援体制に関する手引きを示すことにより、全国の学校において、外国人児童生徒等に対する指導や支援が実施される。

（担当：総合教育政策局国際教育課）

外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業

令和7年度補正予算額（案）　0.2億円

文部科学省

現状・課題

〇公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、約6.9万人（約10年間で1.9倍）と増加し、母語の多様化も進行。今後更なる増加及び多様化が見込まれる。

〇学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約１割存在。

〇中央教育審議会教育課程企画特別部会や「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」（令和7年3月設置）においても、**外国人児童生徒等の資質・能力を育成するための指導の在り方や、日本語指導補助者、母語支援員や関係機関等と連携した指導体制の在り方等の検討が求められている。**

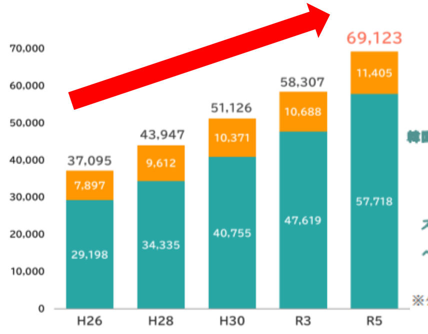

<公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（人）
（青：外国籍、オレンジ：日本国籍）>

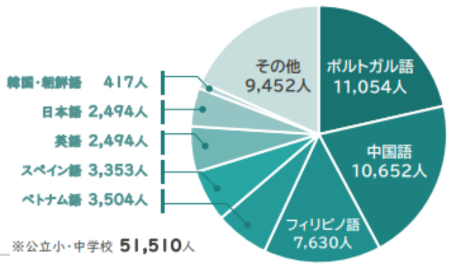

<外国籍児童生徒の母語>

事業内容

日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含むガイドラインを示すことにより、子供たちの「長所・強み」を活かし、伸ばす教育を目指す。

	令和３年度	令和５年度
日本語指導補助者	5,902人	7,837人
母語支援員	5,484人	6,266人

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

- **多文化・多言語の子供たちのための指導に関する調査研究事業　　22百万円**

全ての教師等が日本語指導が必要な子供たちに質の高い学びを提供できるようにするため、日本語の基礎的な知識や技能、「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能、日本語と教科の統合学習などについて、日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含む指導のガイドラインを作成する。また、学習語彙等の全ての子供の教科学習にとっても有益と考えられる要素も見出し、全ての子供への指導へ繋げる。

件数・単価	１箇所×約2,200万円	交付先	大学等

アウトプット（活動目標）

日本語指導の知識を有した教員等の増加

学校における日本語指導補助者等や、関係機関等との連携の増加

短期アウトカム（成果目標）

日本語指導を受ける児童生徒の増加

日本語指導の支援体制が整備された学校の増加

長期アウトカム（成果目標）

日本語指導の必要な児童生徒がいる全ての学校において日本語指導の指導体制が整備される

（担当：総合教育政策局国際教育課）

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和8年度概算要求・要望額　1,911百万円
（前年度予算額　1,249百万円）

文部科学省

背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人(約10年間で1.9倍)と増加し、多様化に加え集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約１割存在
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約８千６百人

⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠

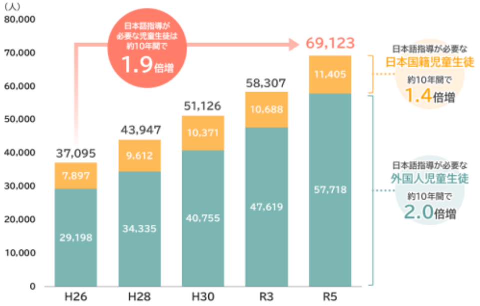

事業内容

Ⅰ．帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（事業期間：H25~）

要求・要望額：1,777百万円（1,154百万円）
補助対象　：都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助
補助率　：１／３

【実施項目】
- ○運営協議会・連絡協議会の実施
- ○日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- ○幼児や保護者を対象としたプレスクール
- ○親子日本語教室
- ○オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- ○高校生等に対する包括的な教育・支援　等

Ⅱ．外国人の子供の就学促進事業（事業期間：H27~）

要求・要望額：135百万円（95百万円）
補助対象　：都道府県・市区町村
補助率　：１／３

【実施項目】
- ○不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科等の指導のための教室
- ○上記教室にて指導を行う指導員の研修
- ○就学状況や進学状況に関する調査
- ○日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流　等

（参考）令和７年度補助実績

【きめ細事業実施】	【就学事業実施】
３３都道府県	２都道府県
１９指定都市	６指定都市
３１中核市	４中核市
１３８市区町村	２３市区町村

きめ細、就学促進両方：
きめ細のみ　：

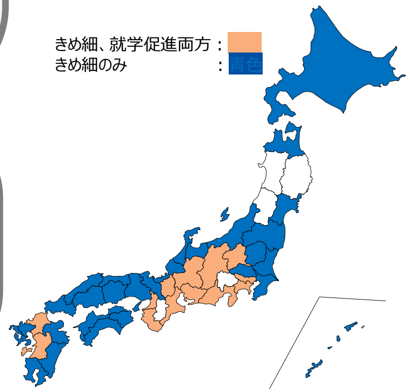

＜関連する政府方針(抄)＞

・(質の高い公教育の再生)
多様な児童生徒の教育機会を保障するため、（略）外国人児童生徒への支援体制の強化（略）を推進する。**「経済財政運営と改革の基本方針2025」(R7.6.13閣議決定)**

・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。**「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(R7.6.6関係閣僚会議決定)**

・地域における外国人との共生に向けた担い手の支援・育成のため、（略）グローカル人材の育成、外国人生徒・学生の受入れとキャリア支援（就職・進学）の取組を進めることで、地域における多文化共生の推進を図る。**「地方創生2.0基本構想」(R7.6.13閣議決定)**

アウトプット（活動目標）

○学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加（Ⅰ．帰国・外国人児童生徒等に対する きめ細かな支援事業）
○外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加（Ⅱ．外国人の子供の就学促進事業）

短期アウトカム（成果目標）

初期（令和６年頃）
○日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
○全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム（成果目標）

中期（令和８年頃）
○きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
○全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム（成果目標）

長期（令和１０年頃）
○全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
○公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
○全国の高校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
○全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

（担当：総合教育政策局国際教育課）

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

文部科学省

1 指導体制の確保・充実

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の制度化（義務教育段階：平成26年度～、高等学校段階：令和5年度～）。
- 義務標準法に基づく日本語指導に必要な教員の基礎定数化（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置）
- 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援等を推進
- 高等学校「特別の教育課程」の制度周知及び資料作成（令和5年度）

2 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- （独）教職員支援機構における「指導者養成研修」の実施
- 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「モデルプログラム」の開発（令和元年度）
- 外国人児童生徒等教育アドバイザーの教育委員会等への派遣（令和元年度～）
- 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営
- 日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画を制作し、文科省HPにおいて公開
- 日本語能力評価方法の研究（令和4年度）及び改善のための調査研究の実施（令和5年度・令和6年度）
- 児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究（令和5年度・6年度）
- 高等学校における日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料の開発（令和3年度・令和4年度）

3 就学状況の把握、就学の促進

- 「外国人の子供の就学促進事業」により、就学状況・進学状況の調査等を実施する自治体を支援
- 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月）
- 日本語教育推進法の基本方針に基づき、地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を発出（令和2年7月）し、学齢簿の編製にあたり外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進
- 外国人の子供・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を制作し、文科省HPにおいて公開
- 夜間中学の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）

4 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポートに資する取組、放課後や学校内外での居場所づくりに資する取組等を推進
- 上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）

5 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て調査研究を実施（令和2年度～令和4年度）
- 日本の幼稚園について7言語で説明している「幼稚園の就園ガイド」及び「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」を作成し周知

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

- **外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和7年6月6日改訂）
- **日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」**（令和2年6月23日閣議決定。令和7年9月5日改訂）
- **中央教育審議会答申**（令和3年1月26日）　※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

留学生就職促進プログラム

令和７年度予算額：１億円
(前年度予算額　：１億円)

文部科学省

● 背景・課題

✔ 日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査で58.0%を占めているが、国内の高等教育機関を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は、約30%に留まっている。留学生が日本国内で就職するにあたっての課題としては、留学生と企業の間のミスマッチの存在が挙げられ、留学生側の視点からのハードルとしては、下記の２点が考えられる。

- **一定水準以上の日本語能力（特にビジネス日本語能力）**
- **日本企業における働き方や採用・労働慣行（長期雇用・年功制等のキャリア観や労働観等）に関する理解** の必要性

✔ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「教育振興基本計画」2023年6月16日）、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」2023年4月27日）での設定目標

➡（2033年までに）外国人留学生の国内就職率を**６割（国内進学者を除く）**に引き上げる。

取組内容

大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである**「ビジネス日本語」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援**し、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う留学生の就職促進の取組を構築する。

従来からの取組に加えて、外国人留学生を対象とするインターンシップの効果的な実施や、外国人留学生の就職後の活躍促進に向けて、下記の各項目を反映したものとする。

- 外国人留学生の受入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化といった大学事務組織の(再)構成を促す。
- インターンシップ受入れに向け企業等からの相談に対応できる支援体制の構築を求める。
- 企業等の採用・人事労務担当者を対象に、留学生のインターンシップ受入れの好事例や高度外国人材の活躍促進等に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームにより提供する。
- 起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点する。

取組イメージ

高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合

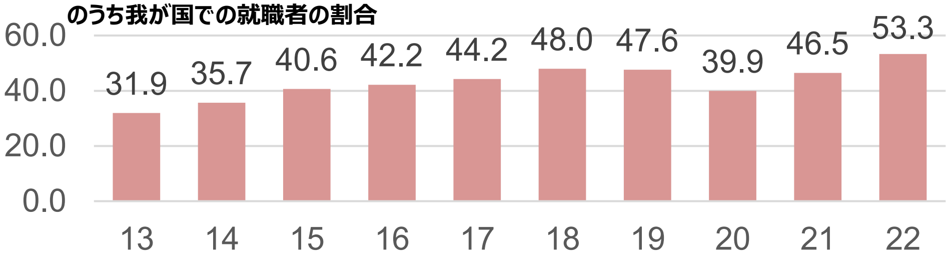

（出典）　独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」

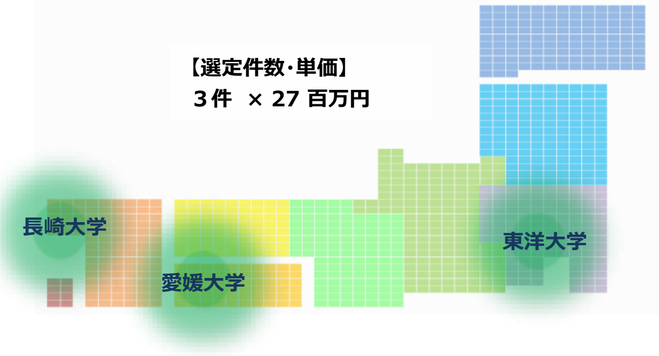

留学生就職促進教育プログラム認定制度

事業概要：

- 外国人留学生に対する「**日本語教育**」、「**キャリア教育**（日本企業論等）」、「**インターンシップ**」を一体として提供する**質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）を文部科学省が認定**。
- 関係省庁との連携により、産業界における本制度の認知度を高め、当プログラムの修了証明書を備えた**外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進**することを目指す。

※ 認定された大学は、**留学生受入れ促進プログラム・高度外国人材育成課程履修支援制度の優先配分**の対象となる。

目標とする成果

- ・留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づき、2021年秋頃までに認定を開始し、**2026年度末を目途に50以上の教育拠点での認定**を目指す。（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日）2025年10月現在29拠点を認定
- ・**2025年度末までに**我が国の**高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合50%**を目指す。（同上「【別添】工程表」）、同旨（「対日直接投資促進戦略」令和3年6月2日）
- ・(**2033年までに**) 外国人留学生の国内就職率を**６割（国内進学者を除く）**に引き上げる。
  （「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「教育振興基本計画」令和5年6月16日）、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」令和5年4月27日）

高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合

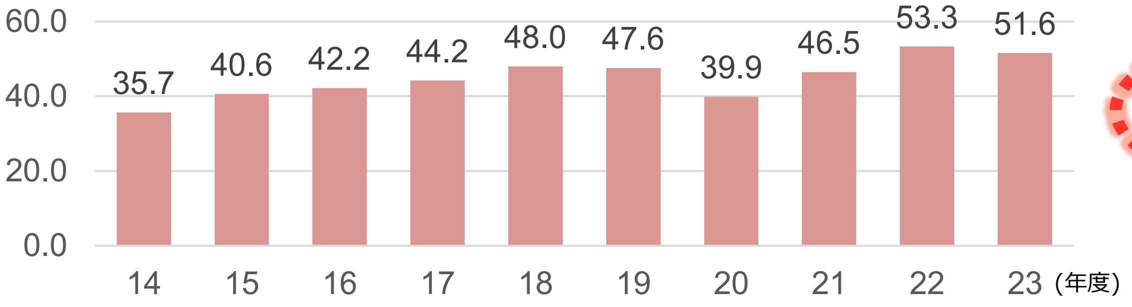

（出典） 独立行政法人日本学生支援機構 「外国人留学生進路状況調査」

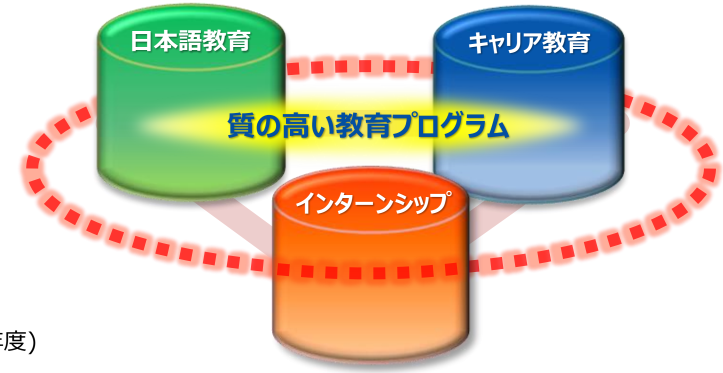

専修学校の国際化推進事業

令和８年度要求・要望額　3.0億円
（前年度予算額　3.0億円）

文部科学省

現状・課題

①新たに設定された外国人留学生の受入れ拡大目標

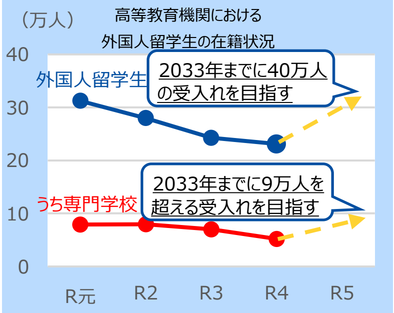

学校種別留学生割合

R4

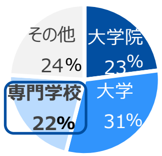

N＝231,146人

※外国人留学生在籍状況調査結果より作成

②戦略的な留学生交流

現状　国別留学生割合（専門学校）

H19　R元

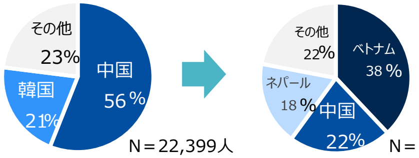

N＝22,399人　N＝78,844人

※外国人留学生在籍状況調査結果より作成

今後　「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」（R5.5）で示された分野戦略、地域戦略に基づく戦略的な受入れを促進。

③専修学校卒業生の在留資格切替えの円滑化

○外国人留学生のキャリア形成促進のための認定制度の創設（R5.6）
経済３団体（経団連、日商東商、新経連）からの要望も踏まえた対応。

⇒制度の創設により労働者の拡大が見込まれる分野

- 商業実務（旅行・観光）× ホテル旅館業

等　これまで様々な要因で滞在資格の円滑な切替えが認められなかった分野

⇒人材不足が慢性化していて海外人材が必要とされる分野

- 工業 × IT
- 工業 × 自動車整備
- 教育・社会福祉 × 介護

等

事業内容

外国人留学生の戦略的受入れ円滑な就職及び定着

①
現地日本語教育機関との連携
外国人留学生に対する企業実習の推進 等

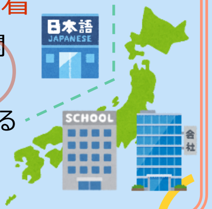

専修学校の国際化

②
モデルプランの作成、海外の提携校拡大

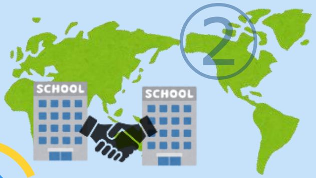

③
分野横断連絡調整会議

④
外国人留学生の受入れ等状況調査

（事業期間）
令和６年度 → 令和９年度

受入れ → 学習 → 就職 定着

①外国人留学生の戦略的受入れ、円滑な就職及び定着に向けた体制整備

●専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築する。

（想定される事業内容）　※事業期間は、受入れ１年、在学２年、就職、定着１年の４年間を想定

・現地日本語教育機関との連携（新規受入れ国等の開拓）

・外国人留学生に対する企業実習の推進（実習先の開拓、日本語支援等）　等

●件数・単価：９分野×約２６百万円

※特定技能等、人材が不足する業種のうち、専門学校で対応できると見込まれる分野（介護、宿泊業、自動車整備業、農業、外食業、IT業、小売業等）

②専修学校の国際化に向けた体制整備

●専修学校において、(1)海外校設置のためのモデルプランの作成、(2)海外の提携校拡大（日本人の留学促進）を行う。

●件数・単価：２箇所×約１７百万円

③分野横断連絡調整会議の実施

●各取組の進捗管理及び連絡調整を行い、事業成果を体系的にとりまとめるとともに普及・定着方策を検討、展開する。

●件数・単価：１箇所×約２０百万円

④外国人留学生の受入れ等状況調査

●専修学校における外国人留学生の受入れ状況等を調査し、上記取組に反映させる。

●件数・単価：１箇所×約１０百万円

アウトプット（活動目標）

◆ 留学生の受入れから定着までをトータルパッケージにしたモデルの構築　⇒　９分野

◆ 専修学校の国際化を促進するための体制整備　⇒　２箇所

アウトカム（成果目標）

専修学校における受入れ留学生の確保・増加、受入れ国の多国化。専修学校を卒業した留学生の国内における就職率の向上。

専修学校在学生（卒業生）による海外留学の増加。留学先の多国化。

インパクト（国民・社会への影響）

外国人留学生40万人の受入れ目標に寄与。外国人留学生の定着により我が国の経済社会の活性化、一層の国際化を推進。

担当：総合教育政策局生涯学習推進課

法務省関係資料

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和７年度一部変更）（概要）

令和４年６月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、令和６年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。（105施策）

1　目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2　取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

1　**円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組**

2　**外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化**

3　**ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援**

4　**共生社会の基盤整備に向けた取組**

3　重点事項に係る主な取組

1　円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

○都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
○生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
○生活場面に応じた日本語を学習できるＩＣＴ教材の開発・提供等【文科省】《8》
○来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
○日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用【文科省】《11》
○企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立【文科省】《12》

2　外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

○「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《18》
○外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《21》
○多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《24》
○外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《28》
○外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等に係る検討【法務省】《31》
○やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《32・33》

3　ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

○子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《34》
○住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《37》
○外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施【文科省】《47》
○公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《49》
○高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度の活用【文科省】《51》
○ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《59》
○定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《63》
○年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《65》

4　共生社会の基盤整備に向けた取組

○外国人との共生に係る啓発月間の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《69・70》
○学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科省】《73》
○外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《77》
○在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組【法務省】《84》
○在留資格手続のオンライン申請等における完全オンライン化の実現及び利便性向上【法務省】《85》
○マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《87》
○育成就労制度の創設等に伴う外国人材の受入れ環境の整備【法務省、厚労省】《93》
○先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施【内閣官房】《99》
○事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進【法務省】《104》

※赤字のものは、令和７年度一部変更に伴う新規施策、青字のものは、主な見直し施策、数字は施策番号

4　推進体制

- ◆　計画期間は令和８年度(2026年度）まで
- ◆　有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- ◆　総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

5　令和７年度見直し点等

有識者からの主な指摘事項

- ➢ 政府発行のガイドブック等の認知度を向上させるため、引き続き工夫が必要である。
- ➢ 全住民に占める外国人住民の割合が上がったことにより市町村が置かれた状況の変化や課題等がないか実態調査等をすべきである。
- ➢ アウトプット指標が曖昧であるため、評価が難しい項目がある。
- ➢ 施策が想定どおりの展開になるのか、そこに意図せざる結果は生じないのかと考える視点をもって、検討を進めながら施策を推進してほしい。
- ➢ 地域の現状や施策の進捗状況に鑑みて、継続する必要性が低くなった施策があれば、立ち止まったり、方向性を変更したりするなど積極的に修正を行うことも視野に入れてほしい。
- ➢ その他、個別施策に対する指摘事項等

主な見直し

工程表見直し　11件

ＫＰＩ指標見直し　６件

新規・施策内容の見直し　７件

（主な見直し）

新規施策　：企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立《12》

見直し施策：先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施《99》など

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要）

基本的な考え方

日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労して活躍できるようにすることなどにより、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるような環境を整備していく。

それに当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが重要。

主な施策

1．円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容等に対応した分野別の教育モデルの開発・普及《3》
- 日本語教室空白地域解消推進事業による日本語教室の開設・安定化に向けた支援及び生活場面に応じた日本語を学習できるＩＣＴ教材の開発・提供等《4》
- 日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーション動画の活用促進等《7》

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用《5》
- 企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立《18》

育成就労外国人の日本語能力の向上

- 日本語教育の質の向上が図られるよう、育成就労計画に盛り込むべき日本語能力の育成目標等の基準の検討等《131》

※赤字のものは新規施策、青字のものは主な見直し施策、数字は施策番号（次ページ以降同様）

2．外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

外国人の目線に立った情報発信の強化

- 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取《21》
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討《24》
- 防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境整備等《33》

外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討及び育成就労外国人に対する支援等を適切に行うための外国人育成就労機構の体制整備《36》
- ＦＲＥＳＣ/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《37》
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組《38》
- 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《6》

情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進

- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等《49》

※下線は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和７年度一部変更）」に関連しない施策（次ページ以降同様）

3．ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《53》
- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施《59》

「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及《62》

「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

①留学生の就職等の支援

- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《89》

②就労場面における支援

- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《90》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《92》
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施等《95》

③適正な労働環境等の確保

- 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施《98》
- 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動《108》

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《109》

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《22》
- 外国人が犯罪被害者になることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止に向けた取組《116》
- 金融機関における外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む）の金融サービスの利便性向上に係る取組等《119》

４．外国人材の円滑かつ適正な受入れ

特定技能外国人のマッチング支援策等

- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《127》

育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用に向けた取組等

- 育成就労制度の創設等に伴う日本語能力をも向上させる仕組みを含む外国人材の受入れ環境の整備《131》
- 受入れ機関及び特定技能外国人の利便性向上のための制度運用の変更点等の分かりやすくきめ細やかな周知《138》
- ＯＤＡを通じた送出国・日本間の共創ネットワークの構築・運営《140》

悪質な仲介事業者等の排除

- ＯＤＡを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等《152》

海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《13》
- ＪＩＣＡが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進《153》

5．共生社会の基盤整備に向けた取組①

共生社会の実現に向けた意識醸成

- 外国人との共生に係る啓発月間の推進、各種啓発イベント等の実施《154》
- 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施《57》

外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《160》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施《161》

共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進《163》
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援事業の実施による情報発信等の充実、強化《164》
- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能を強化した運用《165》
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組《166》
- オンライン申請の利便性向上や利用率引上げに向けたシステムの改修・検討《167》
- マイナンバーカードの取得環境整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討《168》
- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の提供等《169》
- 医療費不払外国人への厳格な審査の実施等《43》
- 外国人の社会保険料の納付義務の履行状況確認、適切に在留審査に反映させる仕組みの検討《125》
- 国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理《174》
- 受入れ機関及び特定技能外国人の納税義務履行状況の確実な把握、その他の在留資格の外国人に対する厳格な審査の実施等《175》
- 職員に対する研修の充実、出入国管理システムの改修、在留審査手数料の見直し等人的・物的体制の整備を図るとともに、入管DXの一環としての電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の早期導入の検討等《180》
- 査証手数料の見直し及びデジタル技術の活用を含む査証業務の最適化と体制強化《181》

5．共生社会の基盤整備に向けた取組②

外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

- 先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施《184》
- 日系四世受入れ制度の見直しの実施《185》
- 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進《188》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

①在留管理基盤の強化

- 永住者の在留資格の独立生計要件等の明確化及び取消しに係るガイドラインの策定に向けた取組《189》
- 迅速かつ確実な難民等の保護及び支援の実施《191》
- 外国人のマイナンバーカードの普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等《192》
- 就労可能な在留資格の上陸許可基準や審査手法の見直し等による、より適正な在留管理の実現《196》
- 適正な在留管理の実現に向けた資格外活動の違反事例等への対応《197》

②留学生の在籍管理の徹底

- 日本語教育機関に対する実地調査、各種基準等適合性の確認等による日本語教育機関の適正化《199》

③技能実習制度の更なる適正化

- 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討《100》
- 「やむを得ない事情」による転籍についての周知・啓発及び失踪技能実習生を減少させるための取組の推進《207》

④不法滞在者等への対策強化

- 関係機関間連携、情報収集・分析等によるデジタル社会に応じた摘発及び違反防止等への取組《211》
- 厳格な在留管理の実現のための偽変造在留カード対策の強化等《212》
- 事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進《215》

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に記載する主な内容（人材基準抜粋）

<table>
<tr><th rowspan="3">特定産業分野
育成就労産業分野</th><th colspan="10">人材基準等</th></tr>
<tr><th colspan="2">１年経過時</th><th colspan="2">本人意向による転籍</th><th colspan="2">育成終了時</th><th colspan="2">特定技能１号</th><th colspan="2">特定技能２号</th></tr>
<tr><th>技能水準</th><th>日本語能力水準</th><th>制限期間</th><th>日本語能力水準</th><th>技能水準</th><th>日本語能力水準</th><th>技能水準</th><th>日本語能力水準</th><th>技能水準</th><th>日本語能力水準</th></tr>
<tr><td>介護</td><td rowspan="3">育成就労評価試験（初級）</td><td>A2.2相当以上及び日本語学習プラン（B1相当以上の場合は不要）</td><td>２年</td><td>A2.2相当以上</td><td>育成就労評価試験（専門級）</td><td>A2.2相当以上及び介護日本語評価試験</td><td>特定技能１号評価試験等</td><td>A2.2相当以上及び介護日本語評価試験</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング</td><td rowspan="6">A1相当以上</td><td rowspan="2">１年</td><td rowspan="6">A2.1相当以上</td><td>特定技能１号評価試験</td><td rowspan="6">A2.2相当以上</td><td rowspan="3">特定技能１号評価試験</td><td rowspan="8">Ａ２.2相当以上</td><td>特定技能２号評価試験又は技能検定（１級）</td><td>B1相当以上</td></tr>
<tr><td>リネンサプライ</td><td>育成就労評価試験（専門級）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工業製品製造業</td><td rowspan="3">育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）</td><td rowspan="4">２年</td><td>育成就労評価試験（専門級）、技能検定（３級）又は特定技能１号評価試験</td><td>特定技能２号評価試験及びビジネスキャリア検定３級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）又は技能検定（１級）</td><td rowspan="6">B1相当以上</td></tr>
<tr><td>建設</td><td rowspan="2">育成就労評価試験（専門級）又は技能検定（３級）</td><td rowspan="2">特定技能１号評価試験又は技能検定（３級）</td><td rowspan="2">特定技能２号評価試験又は技能検定（１級）</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業</td></tr>
<tr><td>自動車整備</td><td>育成就労評価試験（初級）</td><td>育成就労評価試験（専門級）</td><td rowspan="3">特定技能１号評価試験</td><td>特定技能２号評価試験</td></tr>
<tr><td>航空</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>特定技能２号評価試験又は航空従事者技能証明書</td></tr>
<tr><td>宿泊</td><td>育成就労評価試験（初級）</td><td>A1相当以上</td><td>１年</td><td>A2.1相当以上</td><td>特定技能１号評価試験</td><td>A2.2相当</td><td>特定技能２号評価試験</td></tr>
<tr><td>自動車運送業</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>特定技能１号評価試験及び第一種運転免許（トラック）・第二種運転免許（バス・タクシー）</td><td>A2.2相当以上
※バス・タクシー運転者はA2.2相当以上（日本語サポーター同乗又は離島半島の場合）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>鉄道</td><td rowspan="4">育成就労評価試験（初級）</td><td>A1相当以上
※運輸係員はA2.2相当以上</td><td rowspan="4">１年</td><td>A2.1相当以上
※運輸係員はA2.2相当以上</td><td>特定技能１号評価試験又は育成就労評価試験（専門級）</td><td>A2.2相当
※運輸係員はB1相当</td><td>特定技能１号評価試験又は技能検定（３級）</td><td>A2.2相当以上
※運輸係員はB1相当以上</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>物流倉庫</td><td rowspan="8">A1相当以上</td><td rowspan="8">A2.1相当以上</td><td>特定技能１号評価試験</td><td rowspan="8">A2.2相当</td><td rowspan="5">特定技能１号評価試験</td><td rowspan="8">A2.2相当以上</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>農業</td><td>育成就労評価試験（専門級）</td><td rowspan="4">特定技能２号評価試験</td><td rowspan="4">B1相当以上</td></tr>
<tr><td>漁業</td><td>特定技能１号評価試験</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業</td><td>育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）</td><td rowspan="2">２年</td><td>育成就労評価試験（専門級）、技能検定（３級）又は特定技能１号評価試験</td></tr>
<tr><td>外食業</td><td>育成就労評価試験（初級）</td><td>育成就労評価試験（専門級）又は特定技能１号評価試験</td></tr>
<tr><td>林業</td><td>技能検定（基礎級）</td><td rowspan="2">１年</td><td>技能検定（３級）</td><td>特定技能１号評価試験又は技能検定（3級）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>木材産業</td><td rowspan="2">育成就労評価試験（初級）</td><td rowspan="2">特定技能１号評価試験</td><td rowspan="2">特定技能１号評価試験</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>資源循環</td><td>２年</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

【日本語能力水準について】
「A2.2」: 日本語教育の参照枠A2相当のレベル
「A2.1」: 日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル

外国人との秩序ある共生社会の実現について（内閣総理大臣指示）
（令和７年11月４日）

一　人口減少に伴う人手不足の状況において外国人材を必要とする分野があることは事実です。インバウンド観光も重要です。しかし、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることも、また事実です。

排外主義とは一線を画しつつも、こうした行為には、政府として毅然と対応します。関係閣僚におかれましては、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、次の取組を強力に進めるようお願いします。

二　第一に、既存のルールの遵守・各種制度の適正化についてです。

①　法務大臣は、
・不法滞在者ゼロプランの強力な推進
・在留資格の審査の厳正な運用（納税状況等の活用を含む）と在留資格の在り方・帰化の厳格化の検討
・外国人の受入れの基本的な在り方に関する基礎的な調査・検討
をお願いします。

②　厚生労働大臣、文部科学大臣をはじめとする各種制度を所管する各大臣は、その適正利用等に向けた取組を推進してください。具体的には、
・国保料、医療費（入国前の民間医療保険への加入の検討を含む）、児童手当、就学援助、外国人留学生・外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度・運用の見直し・適正化の推進
・入管庁と市区町村又は関係行政機関との情報連携の推進
・在留外国人（成人・子供）への日本語教育の充実
・査証手数料と在留許可手数料について、主要国の水準等を踏まえた見直し
をお願いします。

③　国土交通大臣は、日本人出国者に配慮しつつ、国際観光旅客税の拡充、観光客の過度な集中の防止と地方分散の推進、マナー違反等のオーバーツーリズム対策の強化、同大臣、厚生労働大臣、地方創生担当大臣は、

各種民泊の適切な運営確保に向けた具体的な対応策の検討を進めてください。

④　国家公安委員会委員長は、外国人犯罪に適切に対応してください。具体的には、

・国内関係機関や外国捜査機関等と連携した違法行為の厳正な取締り

・入管庁との連携による不法滞在者対策の推進

をお願いします。

三　第二に、土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理についてです。国民の皆様の不安は、外国人による不動産保有の実態がよく分からないことにも起因しています。このため、外国人による不動産保有の実態把握に向けて、具体的には以下の取組を行ってください。

①　法務大臣及び農林水産大臣は、「不動産の移転登記時」及び「森林の取得の届出時」の、国籍把握の仕組みの検討をお願いします。

②　財務大臣は、外為法に基づき、国外居住者による不動産取得について、幅広く把握する仕組みの検討をお願いします。

③　国土交通大臣は、国外からの取得を含めたマンションの取引実態の早急な把握と結果の公表をお願いします。

④　法務大臣及びデジタル大臣は、把握した国籍情報も取り込み、一元的なデータベースとして「不動産ベース・レジストリ」が機能するよう検討をお願いします。

併せて、外国人の土地取得等のルールの在り方を検討するため、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣、防衛大臣及び外務大臣は、安全保障への影響や、国際約束との関係を具体的に精査してください。

四　今般、新たに設置した外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣におかれては、関係閣僚と連携し、実情等を踏まえ、不断に取組の強化を進めてください。

五　各閣僚におかれては、実施可能な施策は順次実施いただき、有識者会議における御議論も踏まえ、来年一月を目途に当会議で改訂予定の「総合的対応策」において、基本的な考え方や取組の方向性をお示しできるよう、スピード感を持って検討を進めていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

外務省関係資料

＜資料内訳＞

（国際交流基金）海外日本語事業概要 ……………………………………p.41～53
経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて………p.54
（JICA）海外協力隊、日系社会関連事業の概要………………………………p.55～57

国際交流基金の
海外日本語教育事業概要

JAPANFOUNDATION 国際交流基金

令和７年１１月

海外の日本語教育の現状　～2024年度 海外日本語教育機関調査結果①～

日本語学習者/教師/教育機関数の推移

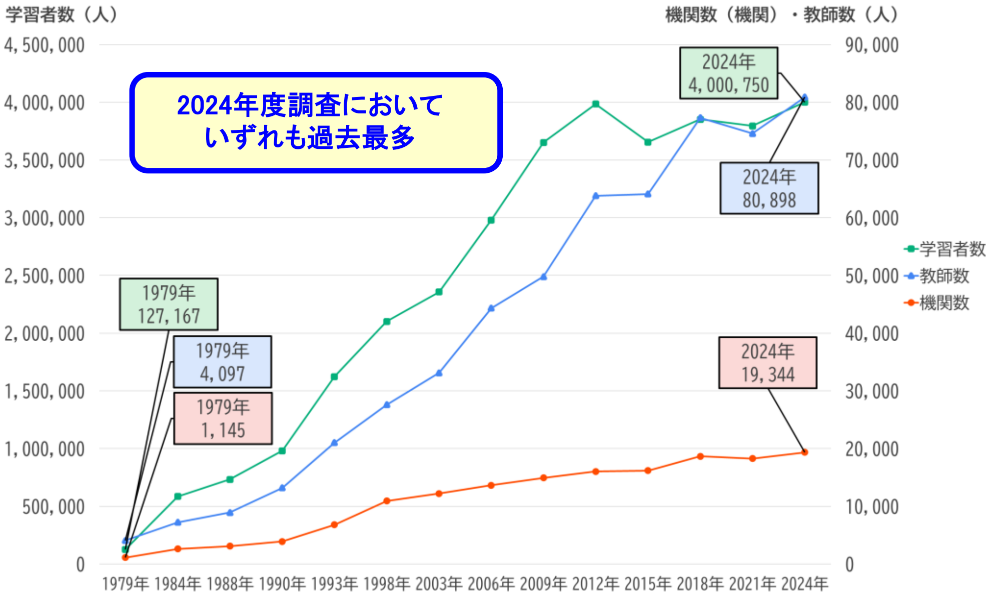

学習者数上位10か国・地域

2021年度 順位	2024年度 順位	国・地域名	2024年度 学習者数(人)	増減数（人）	増減率（%）
1	1	中国	1,019,197	▲38,121	▲3.6
2	2	インドネシア	732,914	21,182	3.0
3	3	韓国	555,396	85,062	18.1
4	4	オーストラリア	424,316	8,968	2.2
5	5	タイ	194,366	10,409	5.7
6	6	ベトナム	164,495	▲5,087	▲3.0
7	7	米国	134,096	▲27,306	▲16.9
8	8	台湾	124,149	▲19,483	▲13.6
16	↑ 9	ミャンマー	100,315	81,191	424.6
11	↑ 10	インド	52,946	16,931	47.0

地域別学習者数の割合（計400万人）

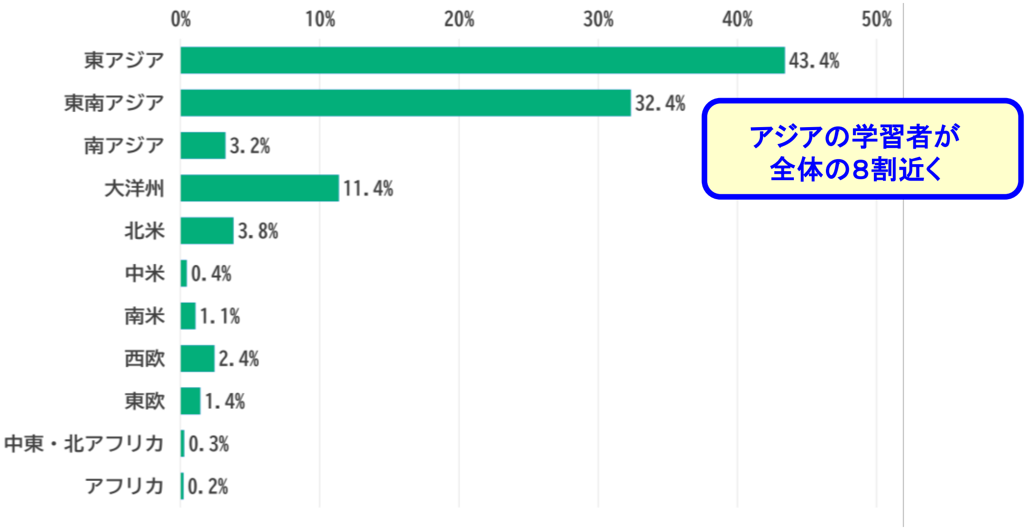

教育段階別学習者数の割合（計400万人）

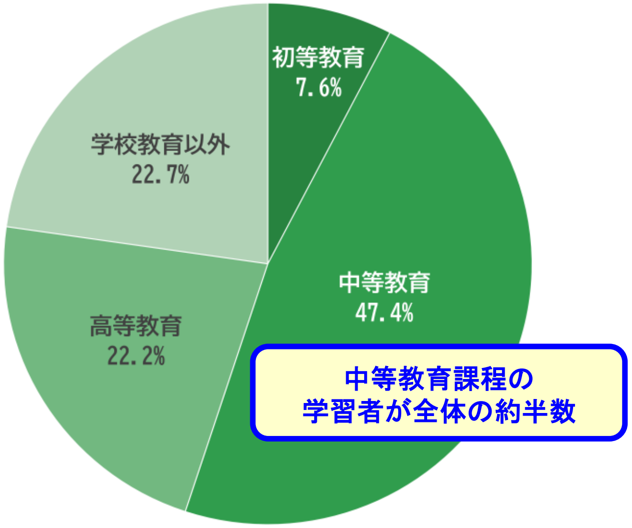

日本語学習の目的・理由 （複数回答、「その他」を除く）

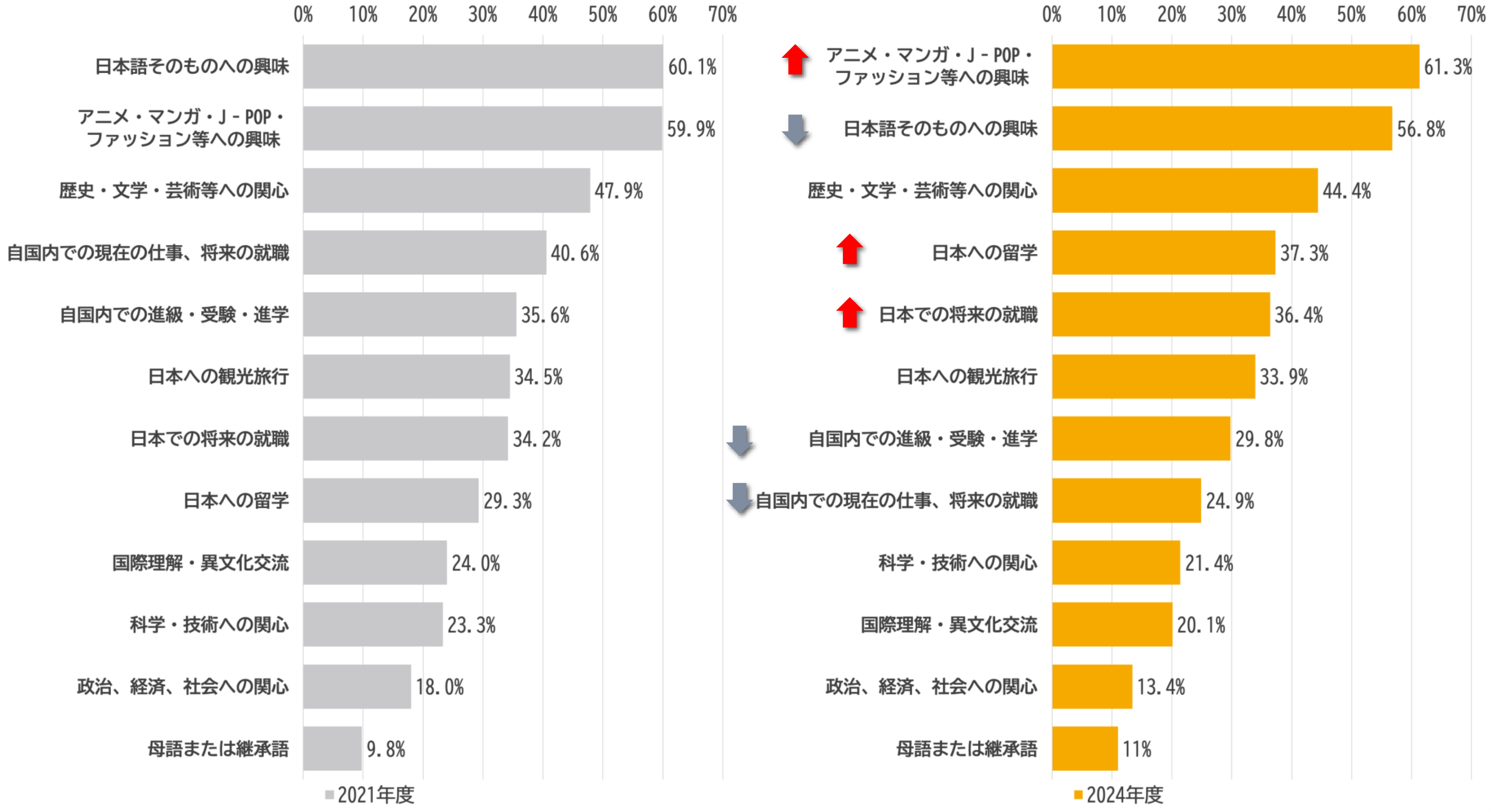

①海外の日本語教育環境の整備

※【】内は令和6年度の実績

1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。
【長期派遣ポスト数：38か国・地域116ポスト、米国若手日本語教員（J-LEAP）：12人】

2. 海外の日本語教師を対象にした研修の実施

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、
現地及び日本の研修施設における研修事業。【教師研修参加者数： 14,580人（オンライン研修を含む）】

3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。
【さくらネットワークメンバー数： 100か国・地域356機関、助成実施件数：75か国・地域418件】

4. 日本語教育・学習の奨励

各国・地域における日本語教育の開始や継続を後押しするため、海外の教育・行政機関等への働きかけ（アドボカシー）。学習者の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。職務遂行のため日本語能力を必要とする海外の外交官、公務員、文化学術専門家等の訪日研修。子どもを対象とした日本語教育支援　【海外事務所の主催等事業実施件数：310件。外交官、公務員、文化学術専門家の研修参加者数：81人】

5. EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

経済連携協定（EPA）による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育（フィリピン、インドネシア）。
【EPA研修参加者数：1,083人（継続528人　新規 555人）】

6. 日本語パートナーズ派遣事業の実施

2014年度から日本語母語話者を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとして
ASEAN諸国を中心とするアジアに派遣。

②日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供

※【】内は令和6年度の実績

7.日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

「入門」～「中級2」まで全巻販売中

①「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まるごと　日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数：63か国で91,645部。累計販売部数：約77万部】　（※「JF日本語教育スタンダード」は外国語教育の国際標準「CEFR」を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。）

②「JF生活日本語Can-do」を学習目標にした教材『いろどり　生活の日本語』を制作
【国内外から約550万のアクセス数】

8.日本語能力評価のための試験の実施

①日本語を母語としない者の日本語能力を測定・認定する「日本語能力試験」（JLPT）を（公）日本国際教育支援協会と共催。基金は作題と海外実施を担当。2025年12月以降、CEFRレベル参考表示開始
【海外95か国/地域275都市で実施、受験者数871,158人】

②在留資格「特定技能1号」の申請に使用できる「国際交流基金日本語基礎テスト」（JFT-Basic）（A2.2）を実施。A1及びA2.1レベルも開発中。
【海外11か国24都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者数166,953人】

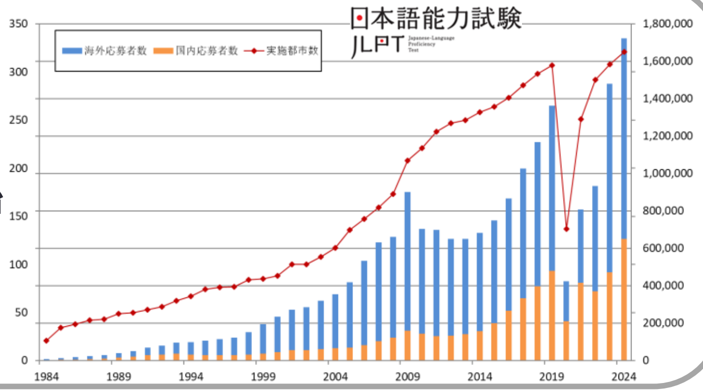

9.オンライン日本語学習プラットフォームの運営

インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなと」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供（CEFR準拠）。
【①「みなと」や②「いろどり」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。受講者数：①176,841人、②79,979人。モバイル端末向けに③ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや④初学者向け日本語テストアプリを開発・提供。総ダウンロード数は③約228万件、④約9.8万件】

日本語をいつでも、どこでも学べます

10.海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を調査・公開。（1974年から調査を開始し、近年では3年に一度の頻度で実施） 2024年度に調査実施、2025年9月結果公表

（参考）JLPTの各レベルにおけるCEFR参考表示図

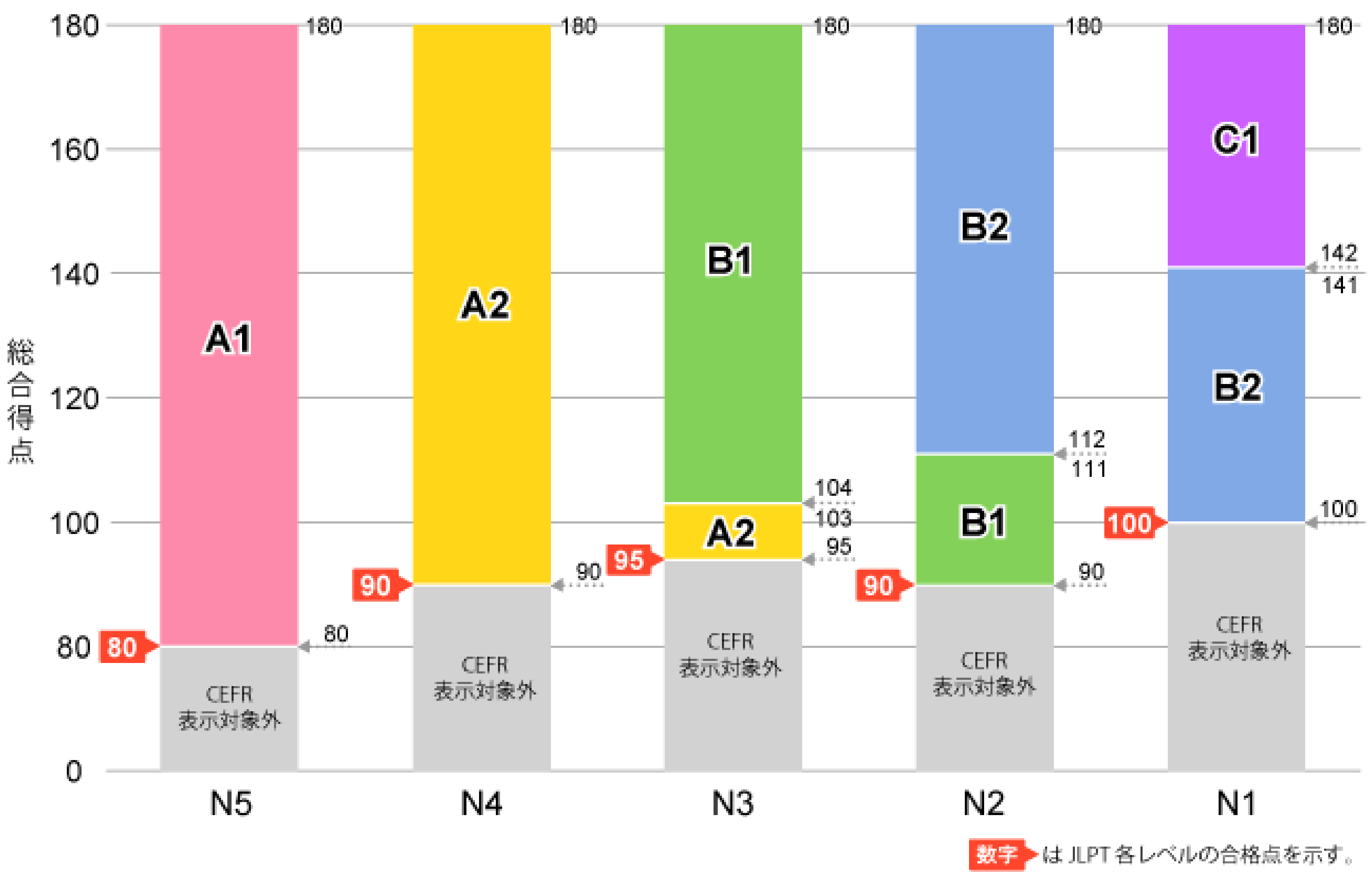

1. JLPT各レベルの合格者だけに表示されます。
2. JLPT各レベルの総合得点（「言語知識」「読解」「聴解」）に対応したCEFRレベルが参考表示されます。
3. CEFRの「言語能力」と「受容活動能力」に対応する参考表示であり、「産出活動（話す・書く）」「やりとり」は含まれません。

（参考）JLPTの合格者に対するCEFR参考表示通知例

【合格者への通知例（N4 の場合)】

得点区分別得点 Scores by Scoring Section		総合得点 Total Score
言語知識（文字・語彙・文法）・読解 Language Knowledge (Vocabulary/Grammar)・Reading	聴解 Listening	１００／１８０
６０／１２０	４０／６０	

参考情報　Reference Information

正答率 Percentage of Correct Responses			パーセンタイル順位 Percentile Rank	CEFR レベル（言語能力・受容活動能力） CEFR Level (Linguistic, Reception)
文字・語彙 Vocabulary	文法 Grammar	読解 Reading		
B	B	A	７１．４	A２

外国人材受入れ拡大のための日本語教育事業 （令和元年度開始）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」※に基づき、①～④の取組を包括的に行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。①については、日本国内及び特定技能に関する協力覚書（MOC）署名国における実施を推進すると共に、育成就労制度の開始に向けて必要な対応準備を行う。

※平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定及び令和7年6月6日「同（令和7年度改訂）」

事業	事業の内容・目的	実施状況
①国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）の実施	外国人材が、日本の社会で生活・就労する上で必要な日本語コミュニケーション力を備えているかを判定するコンピューター・ベースのテストを実施する。	令和6年度末までに、海外11か国（※1）と日本でテストを実施。試験開始から令和7年3月までの累計で372,917名が受験、164,505名が合格。今後、A2ﾚﾍﾞﾙに加え、育成就労制度において必要とされるレベル（A1、A2.1、A2.2）を測定できるよう開発を進める。
②日本語教育カリキュラム・教材の開発	テスト合格に必要な日本語能力を最短で習得できる学習カリキュラム、教材を開発。その普及支援のため日本語専門家や指導助手、生活日本語コーディネーターが、教師向けセミナーや現地教育機関への巡回指導等を行う。	新教材『いろどり　生活の日本語』は、令和2年3月に初級編（A2ﾚﾍﾞﾙ）、同年11月に入門編（A1ﾚﾍﾞﾙ）を公開。日英版ほか計20言語版を公開中。『いろどり』準拠のeラーニング「いろどりオンラインコース」は日英ほか計10言語で展開（令和6年度末現在）。
③現地日本語教師の育成	入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師の育成を進める。	日本語専門家を派遣し、現地で日本語教師向け研修等を実施すると共に、日本語国際センターにて教師訪日研修を実施。また、令和7年度より、日本語教師の育成が課題となっている主要送り出し国において、教師育成強化事業を新たに実施。
④現地日本語教育活動の強化支援	現地教育機関に対し、海外での調達が困難な教材購入助成等の支援を実施。	海外事務所が各国状況に応じて必要な支援を行うほか、海外事務所が所在しない5か国（※2）についても助成支援を実施。

※1：MOC署名国17か国（比、ｶﾝﾎﾞｼﾞｱ、ﾈﾊﾟｰﾙ、ﾐｬﾝﾏｰ、ﾓﾝｺﾞﾙ、ｽﾘﾗﾝｶ、尼、越、ﾊﾞﾝｸﾞﾗﾃﾞｼｭ、ｳｽﾞﾍﾞｷｽﾀﾝ、ﾊﾟｷｽﾀﾝ、ﾀｲ、印、ﾏﾚｰｼｱ、ﾗｵｽ、ｷﾙｷﾞｽ、ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ）及び中国のうち、ﾏﾚｰｼｱ、ﾗｵｽ、ｷﾙｷﾞｽ、ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ、中国を除く13か国。令和7年6月から越、10月からﾊﾟｷｽﾀﾝでも開始済。
※2：海外事務所非所在国への助成はﾈﾊﾟｰﾙ、ﾓﾝｺﾞﾙ、ｽﾘﾗﾝｶ、ﾊﾞﾝｸﾞﾗﾃﾞｼｭ、ｳｽﾞﾍﾞｷｽﾀﾝの5か国で実施。

国際交流基金の日本語事業　～主な施策④

日本語パートナーズ派遣事業

- 20～69歳までの日本語母語話者を、現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEANを中心とするアジアに2014年度から派遣。
- 主として現地中等教育機関等で現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援する。
- 派遣先校の生徒や地域の人たちと日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。
- 日本語パートナーズ自身も現地の言語、文化、社会を学び、得られた体験を日本に発信する。

（人）

国・地域	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	合計
インド	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6	6
インドネシア	48	74	156	165	167	168	0	30	83	71	59	1,021
カンボジア	－	－	2	6	7	1	0	1	1	24	12	54
シンガポール	－	1	1	1	1	1	－	－	－	－	－	5
タイ	29	52	99	114	128	127	0	45	73	76	52	795
台湾	－	－	5	77	88	36	0	13	49	89	79	436
中国	－	－	5	86	93	32	0	2	2	39	13	272
東ティモール	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6	6
フィリピン	5	9	10	15	14	14	0	0	14	18	10	109
ブルネイ	－	1	1	1	1	1	－	－	－	12	5	22
ベトナム	10	12	41	76	85	49	0	14	27	34	45	393
マレーシア	8	20	38	38	42	64	0	18	20	14	34	296
ミャンマー	－	1	5	4	6	18	0	0	－	－	－	34
ラオス	－	－	1	8	3	4	0	0	10	4	4	34
派遣人数合計	100	170	364	591	635	515	0	123	279	381	325	3,483

教室でのパートナーズの活動の様子

「次世代共創パートナーシップ－文化のWA2.0－」日本語パートナーズ事業

2023（令和5）年12月17日、岸田文雄内閣総理大臣が日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において、包括的な人的交流プログラム「次世代共創パートナーシップ－文化のWA2.0－」を新たに立ち上げることを発表。 2014年度開始の「文化のWA」プロジェクトの後継として、2024（令和６）年度以降10年間にわたり、「双方向の知的・文化交流事業」と「日本語パートナーズ事業」を二つの柱として集中的に実施し、 ASEAN諸国等との人的交流を一層推進するために協力していくことを目指す。

目的・対象

●目的：現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を日本語教育機関に派遣し、ASEAN諸国等における日本語教育支援及び次世代の日本文化理解促進を図るとともに、多文化共生社会実現を担う人材育成に貢献する。また、受入校の教師や学習者を対象とする訪日研修を通じて、日本語教師の資質向上と学習者の学習継続を支援する。

●対象：日本語教師・学習者

日本語パートナーズ事業計画

1　日本語パートナーズ派遣（公募による派遣や文科省・自治体連携、大学連携インターン派遣等を実施）

「文化のWA」からの継続事業として、10年間にわたり日本語パートナーズを派遣する。「WA2.0」においては、従前の派遣対象国・地域に加え、新たにインド、モンゴル、東ティモールが派遣対象国となる。

2　カウンターパート招へい

パートナーズ受入校の日本語教師を招へいし、日本語力の向上や日本語教授法などの研修を実施する。また、受入校の高校生、および日本語履修大学生に対し、訪日研修の機会を提供して、将来の留学やインバウンドにも繋げる。

3　教材開発

初中等教育向け日本語・日本文化理解用教材を制作するとともに、「みなと」内提供済コースや「エリンアプリ」「ひらがな・カタカナ・漢字学習アプリ」といった既存アプリの中で初中等レベルに適した既存教材を多言語化する。

4　帰国後フォローアップ

パートナーズ経験者の帰国後の自立的活動(多文化共生社会実現への貢献）を支援するためのフォローアップ体制を構築する。

国際交流基金の日本語事業　～主な施策⑤

こどもを対象とした日本語教育支援・継承日本語教育の取り組み

初等教育における日本語教育の実施支援

【令和7年度主要事業】

・初等教育第1外国語教科書完成に付随した教師研修、専門家によるコンサルティング（ベトナム）
・エジプト日本学校（公立小学校）における日本語教育支援、アラビア語版日本語初等教育教材作成の継続（エジプト）

等のJF海外事務所による取組

海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（R2年6月閣議決定）に記された「海外に在留する邦人の子等」に対する日本語教育についてJFが実態の把握と必要な支援を実施

- 各国・地域の関係団体と連携し、そのイニシアティブを尊重しつつ、国・地域を超えたネットワーク構築や協働の取組みを推進
  ⇒海外事務所との共催、助成による支援
- 出張や訪日事業の実施を通じ今後の事業計画につながる状況調査を実施
  ⇒求められる情報の発信・共有・コンテンツ開発へ

【令和7年度主要事業】

・日本につながる子どものための教材収集・共有プロジェクト（継続）
（当年度中にコンテンツ公開予定）
・プロジェクト関連ワークショップ「世界の実践から見つめ直そう、語り合おう」
・各国プラットフォーム運営・運営支援（韓国、カナダ、米国、ドイツ等）
・JFウェブサイトの特設ページへの情報の集約・発信
・子ども向け図書の海外拠点配置ならびに継承日本語教育実施団体への貸与

<u>＜参考＞令和6年度までの主な事業実績</u>

・NHK幼児番組DVDの継承日本語教育関係機関への配付
・児童書の継承日本語教育関係機関への貸与
・補習授業校実態調査（文部科学省・外務省協力）
・国際繋生語大会2023の共催支援（豪州）
・日本につながる子どもの日本語教育関係者ミーティング（日本語国際センター）開催及び報告書公開
・日本語教育推進・支援サミット（JOES、BMCN共催オンライン事業）
・日本につながる子どものための教材収集・共有プロジェクト（日本語国際センター）開始

米国プラットフォーム

国際交流基金の海外日本語教育支援 海外派遣プログラムの応募資格

プログラム	年齢	学歴	日本語教育に関する知識・技能	日本語教授経験	派遣期間	派遣国・地域
日本語パートナーズ	20-69歳	派遣国・地域により異なる	不問	不問	1年未満	東南アジアを中心とするアジア
米国若手日本語教員（J-LEAP）	35歳未満	大卒以上	(a), (b), (c)のいずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	米国
EPA日本語講師	—	大卒以上	(a), (b), (c)のいずれか ※1	望ましい ※2	約7か月	インドネシア フィリピン
日本語指導助手	35歳未満	大卒以上	(a), (b), (c), (d)のいずれか ※1	望ましい ※2	通常2年	海外（募集年により国は異なる）
日本語専門家	—	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	5年以上	通常2年（最長2年の延長の可能性あり）	海外（募集年により国は異なる）
日本語上級専門家	—	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	日本語教育及び周辺領域において修士号以上	10年以上	通常2年（最長2年の延長の可能性あり）	海外（募集年により国は異なる）

※1: (a)大学で日本語教育を主専攻/副専攻として修了した者、(b)日本語教育能力検定試験に合格した者、(c)日本語教師養成講座420単位時間以上を修了した者、(d)登録日本語教員の資格を取得した者
※2: 日本語教授経験については不問ながら、ティーチングアシスタントやチューターも含め経験があることが望ましい。

（参考） 国際交流基金ウェブサイト「世界で日本語を教えよう！」 https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/teacher/teacher_top.html

国際交流基金の海外日本語教育支援
海外日本語教師研修

（独立行政法人国際交流基金 第5期中期計画より）
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
ア 海外の日本語教育環境の整備
海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣
各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を 長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、引き続き日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・日本語教師を対象にした研修の実施
日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力に努める。

日本語専門家は38か国・地域116ポスト（令和6年度）

経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れ概要

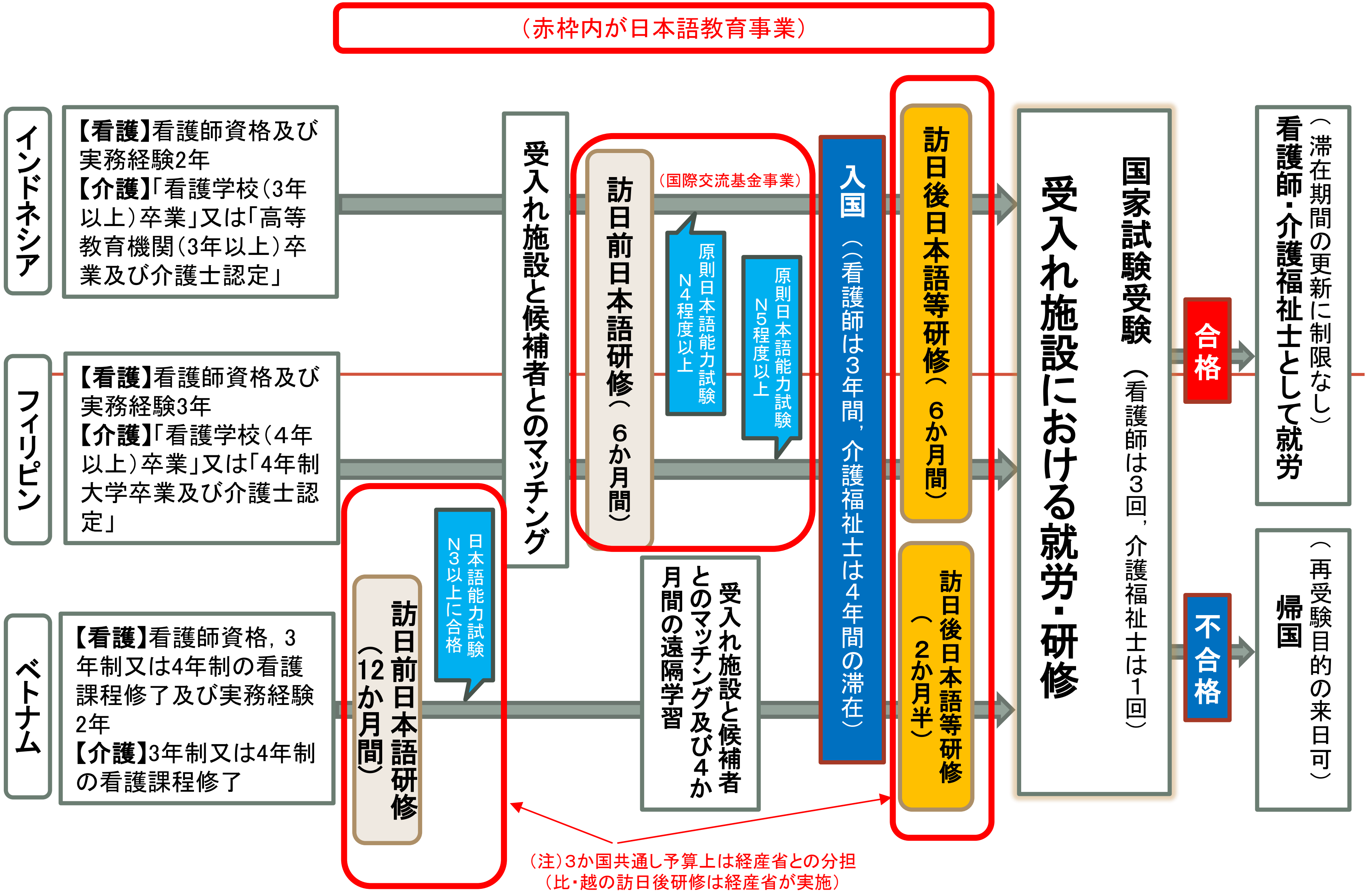

JICA海外協力隊

1.　事業概要

　開発途上国からの要請（ニーズ）に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む人を募集し、訓練を経て派遣するもの。

事業の目的
1　開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与
2　異文化社会における相互理解の深化と共生
3　ボランティア経験の社会還元

	青年海外協力隊 海外協力隊	シニア海外協力隊	日系社会青年海外協力隊 日系社会海外協力隊	日系社会シニア海外協力隊
発足	1965年度	1990年度	1985年度	1990年度
派遣中人数	1,629名	78名	81名	２名
累計	94ヶ国 49,011名	79ヶ国 6,745名	9ヶ国 1,690名	10ヶ国 555名

（2025年９月末日現在）

（派遣までの流れ）
●募集は年２回（春、秋）。試験（語学、技術、面接、健康診断）により選考。
●派遣前訓練（最終選考を通過した者を対象）
・長野県駒ヶ根市及び福島県二本松市の青年海外協力隊訓練所において実施。約73日間。
・隊員として必要な素養（安全管理，健康管理，任国事情、異文化理解，コミュニケーション能力、語学等）を習得
・訓練を修了した人材を原則２年間各任国に派遣。

2. 地域別･分野別派遣実績（2025年9月末日現在）

（１）派遣実績：1965年の派遣開始以降、累計で99ヶ国に5万8千人以上を派遣

地域別派遣実績

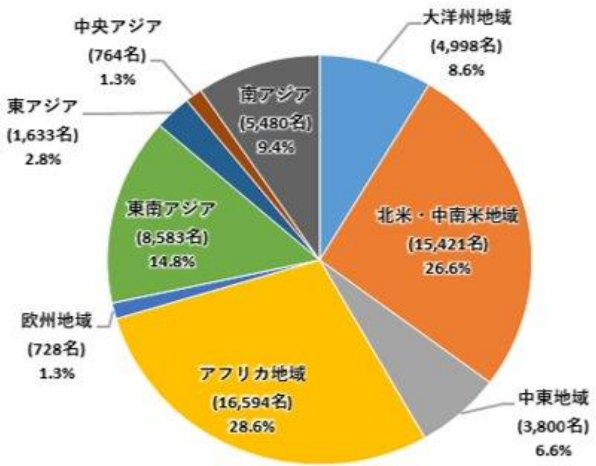

職種別派遣実績

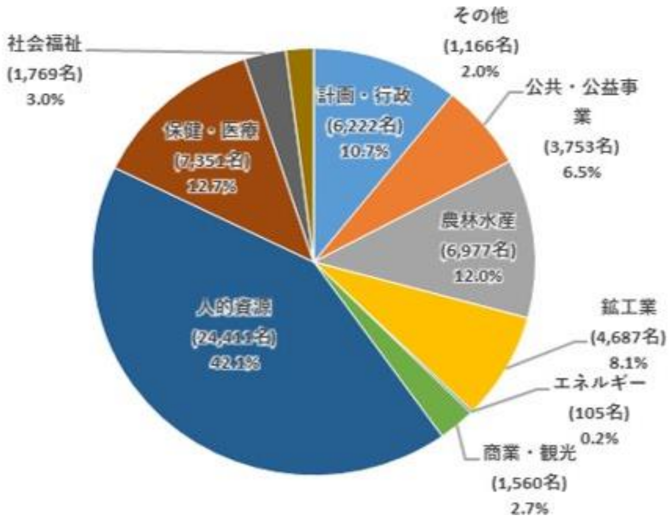

活動分野・職種

計画行政	商業 観光	公共 公益事業	人的資源	農林水産	保健 医療	鉱工業	社会福祉	エネルギー
･コミュニティ開発 ･コンピュータ技術 ･行政･事業マネジメント ･防災･災害対策 ･統計	･経営管理 ･観光 ･品質管理･生産性向上 ･マーケティング ･輸出振興	･建築 ･電気通信 ･土木 ･測量 ･都市計画 ･造園	･日本語教育 ･小学校教育 ･青少年活動 ･体育 ･環境教育 ･幼児教育	･野菜栽培 ･家畜飼育 ･飼料作物 ･食用作物 ･稲作栽培 ･獣医･衛生	･看護師 ･感染症･エイズ対策 ･助産師 ･保健師 ･栄養士	･自動車整備 ･電気･電子機器･設備 ･工作機械 ･陶磁器	･障害児･者支援 ･労働安全衛生 ･高齢者介護 ･ソーシャルワーカー	･電力 ･再生可能･省エネルギー

（２）「日本語教育」の派遣実績と活動内容

日本語教育隊員は累計で74ヶ国に3,490人が派遣されている。地域別では、北米・中南米、東南アジア、東アジアの順に多く、大洋州、南アジア、欧州、中東、中央アジア、アフリカへも派遣実績がある。

日本語教育隊員は、初等・中等教育機関(中学・高校)、高等教育機関(大学)、専門学校・職業訓練校、中南米の日系社会にある日本語学校等に派遣され、現地教師の日本語運用能力や指導技術向上のための協力をはじめ、学習者に対する日本語の授業、日本文化紹介、日本語関連のイベントの企画や実施等を行っている。

JICAによる日系社会連携事業の概要

伝える

海外移住資料館
（歴史と知恵の継承・発信）

緒方研究所
（日系研究）

人を育てる

日系社会次世代人材育成研修
（中・高・大学生招へい）
約100名/年

日系社会リーダー育成
（大学院生向け奨学金）
新規10～15名/年

日系社会研修
（青年向け短期研修）140名/年

日系サポーター
（日本での研修と多文化共生）
約15名/年

日系社会ボランティア
（JICA海外協力隊）
約50名/年

つなぐ

助成金
（日系コミュニティの活力と連携力の強化）

共に創る

日系社会との連携・協力
日系技術協力専門家・コンサルタント（モザンビーク派遣等）
草の根技術協力（ドミニカ共和国・コンスタンサ、ボリビア農業等）
無償資金協力（ボリビア・オキナワ道路等）
民間連携事業（中南米日系社会との連携調査団等）、海外投融資
日本の地域活性化、多文化共生（在日日系人）等

厚生労働省関係資料

外国人就労・定着支援事業

令和８年度概算要求額　5.8億円（5.7億円）※ () 内は前年度当初予算額

1　事業の目的

- ■　日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- ■　身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

2　事業の概要・スキーム

●事業の概要

国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。

○ 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。

○ 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。

○ 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。

○ 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

●事業スキーム

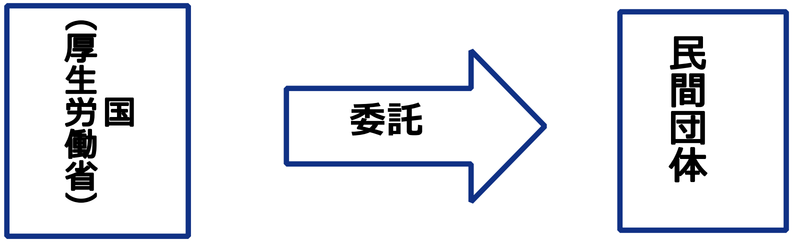

3　実施主体等

対象者	● 対象者：身分に基づく在留資格の外国人等
研修内容	● 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● １コースあたりの総研修時間は**100時間**に設定（概ね２ケ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定
修了者に対する就労・定着支援	● 外国人を初めて雇用した事業主等と外国人労働者との円滑なコミュニケーションを図るためのコツをまとめた「外国人従業員とのコミュニケーションのコツ」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や就職後の職場定着支援に活用 ● 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に、全国**112地域 280コース**、受講者**5,600名**規模で実施 [参考]　令和6年度実績 実施地域数　…　115地域 実施コース数　…　280コース 受講者数　…　4,131名

技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業

令和８年度概算要求額　外国人技能実習機構交付金 89億円の内数

1 事業の目的

○　日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
○　このため、令和元年度から、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供している。

2 事業の概要・実施主体

（１）実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討
技能実習現場の意見収集、有識者による検討

（２）日本語教育ツールの開発・提供
e-learning 教材として、①大枠の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office work ではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構HPで教材を提供（テキスト教材、スマートフォン用アプリ教材）

（３）実施主体：外国人技能実習機構

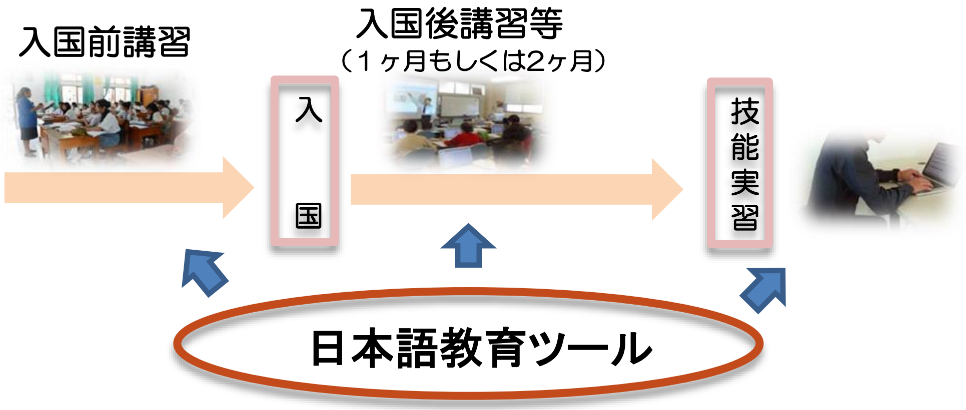

3 事業実績

８言語（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）について教材を開発、提供
◆テキスト教材８職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係、溶接関係、プラスチック成形関係*）
◆アプリ教材７職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係、漁業関係、溶接関係*）

＊ 令和７年度開発中の職種

育成就労制度における日本語講習のモデルカリキュラム開発等事業

令和７年度補正予算要求額　１９百万円（０百万円）※（　）内は前年度当初予算額

１　事業の目的

○　令和９年４月に施行する育成就労制度においては、適正な人材育成や、入国後の地域社会との共生といった観点を踏まえて、育成就労開始前から特定技能へ移行するまで段階的に日本語能力を向上させるための要件を設けることとしている。
○　具体的には、**就労開始前までに**日本語能力Ａ１相当の試験の合格**又はA１相当の日本語講習の受講を、就労期間中にはA２目標講習の受講を求める**こととしており、こうした日本語講習が監理支援機関や育成就労実施者において円滑に行われ、育成就労外国人が効果的に日本語を習得できるよう**モデルカリキュラムの開発・普及促進を行う。**

２　事業の概要・スキーム

日本語講習モデルカリキュラムの開発

○　監理支援機関が就労開始前までに行うA１相当の日本語講習、育成就労実施者が就労期間中に行うA２目標の日本語講習について、登録日本語教員が講師となって行う場合のモデルカリキュラムを開発。

広報動画の作成等

○　育成就労制度における日本語能力に関する仕組み、必要な日本語講習、モデルカリキュラムについて、監理支援機関、育成就労実施者等に周知するための動画やリーフレット等の作成・普及。

	育成就労外国人に求める日本語要件	（参考）英検	A1相当講習・A2目標講習の内容と実施方法等
就労前	Ａ１相当以上の試験(日本語能力試験Ｎ５等)合格 or **Ａ１相当講習の受講**	３級	【内容】 A1・A2相当の試験合格を目標とした１００時間以上の体系的な講習 【実施方法等】 ・認定日本語教育機関の「就労」課程 ・施行後一定の間は、登録日本語教員による講習も可
就労中	**Ａ２目標講習の受講**	２～準２級	
特定技能１号移行時	Ａ２相当以上の試験(Ｎ４等)合格		

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（令和7年３月11日閣議決定）より

３　実施主体等

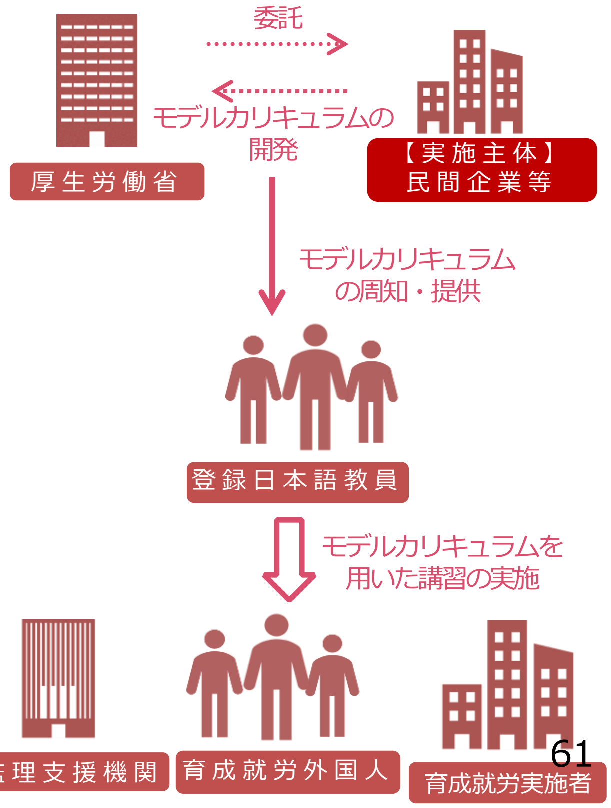

介護の日本語学習支援等事業

令和８年度概算要求額　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　2.2億円の内数

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率　定額補助
実施主体　民間団体(公募による選定)

1．介護の日本語WEBコンテンツの運用等

➢外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
➢WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2．学習教材の作成等

➢外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
　また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
➢自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3．外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

➢技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
➢外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。

4．介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催

➢外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、
　講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等を行う。

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習WEBコンテンツ

特定技能評価試験学習テキスト

＊14言語に翻訳済み

介護の日本語テキスト

＊13言語に翻訳済み

外国人のための介護福祉士国家試験一問一答

＊13言語に翻訳済み

外国人のための介護福祉専門用語集

＊13言語に翻訳済み

経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師候補者学習支援事業

令和８年度概算要求額（令和７年度当初予算額）1.0億円（1.0億円）

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

（補助先）　公益社団法人国際厚生事業団
（対象経費）謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費等
（基準額）　104,166千円

外国人看護師候補者就労研修支援事業

令和8年度概算要求額（令和7年度当初予算額）医療提供体制推進事業費補助金 283億円の内数
（医療提供体制推進事業費補助金 267億円の内数）

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、ⅰ）日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ⅱ）研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

（補助先）　都道府県（間接補助先：外国人看護師候補者受入施設）
（対象経費）報償費等
（基準額）　ⅰ）117千円/人　ⅱ）461千円/施設

ＥＰＡ介護福祉士候補者等への学習支援等について

○　外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習及びその学習環境の整備に対する支援等を行う。
○　また、外国人介護福祉士候補者の介護福祉士国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者に対する母国での再チャレンジ支援を行う。

	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業）	外国人介護福祉士候補者学習支援事業
主な事業	○候補者の学習支援 ・日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費 ・日本語学校の授業料や通学等に要する経費 ・民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費 ・喀痰吸引等研修の受講に要する経費 ○研修担当者への支援 ・受入施設の研修担当者の活動に要する経費	・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施 ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導 ・資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援　など
実施主体	都道府県	民間団体（公募）

【候補者の年度別受入れ人数(直近5か年分)】

年度	EPA介護福祉士候補者の年度別受入れ人数			
	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ﾍﾞﾄﾅﾑ	計
令和2年度	274人	269人	193人	736人
令和3年度	263人	226人	166人	655人
令和4年度	271人	218人	131人	620人
令和5年度	296人	215人	127人	638人
令和6年度	295人	209人	85人	589人

【令和８年度概算要求額】 ※()内は前年度当初予算額

○外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
・地域医療介護総合確保基金97億円の内数（97億円の内数）

○障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
546億円の内数（412億円の内数）

○外国人介護福祉士候補者学習支援事業
・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
546億円の内数（412億円の内数）

経済産業省関係資料

看護師･介護福祉士候補者日本語研修事業

- 経済連携協定（EPA：国際約束）に基づき、公的な枠組みで特例的に看護師･介護福祉士候補者を受入れ。
- 本事業は、**<u>看護師候補者、介護福祉士候補者を日本に受入れ</u>**、日常生活や病院･介護施設における日本語コミュニケーション能力を習得することを目的として、**<u>日本語研修等を実施している</u>**。**<u>訪日前･訪日後の両研修をあわせた経費全体を合計した額を経産省･外務省で折半して負担。*</u>**

インドネシア（平成20年度～）
（看護）インドネシアの看護師資格＋実務経験２年
（介護）「高等教育機関（３年以上）卒業＋インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校（３年以上）卒業」

フィリピン（平成21年度～）
（看護）フィリピンの看護師資格＋実務経験３年
（介護）「４年制大学卒業＋フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校（学士）（４年）卒業」

ベトナム（平成26年度～）
（看護） ３年制又は４年制の看護課程修了＋ベトナムの看護師資格＋実務経験２年
（介護） ３年制又は４年制の看護課程修了

訪日前日本語研修（１２か月）＊
日本語能力試験（N3以上のみ）

マッチング

訪日前日本語研修（６か月）
日本語能力試験（N4程度以上のみ）
日本語能力試験（N5程度以上のみ）

入国【特定活動】

訪日後日本語等研修（６か月）【特定活動】
訪日後日本語等研修（約２か月）【特定活動】

受入れ施設（病院･介護施設）で雇用契約に基づき就労･研修【特定活動】

※ 赤色部分は本事業で計上している研修（インドネシア訪日後日本語研修及びベトナム訪日前日本語研修は外務省執行）。
※ 【 】内は在留資格を示す。日本語能力試験N２以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。
※ 日本語能力試験N２又はN１に合格済みの場合、訪日前日本語研修を免除。また、令和７年度入国予定者より、応募時にN３に合格済みの場合、訪日前日本語研修を12か月間から３か月間に短縮して受講可能。

経済産業省補助事業（AOTS実施）における日本語研修

事業目的

事業名　：　技術協力活用型・新興国市場開拓事業　他

事業目的：　日本企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、技術移転や現地人材の育成により、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図る

日本語研修の目的

概要　　：　上記事業において、日本の受入企業での実地研修に先立ち、研修センターに合宿して集団で行われる導入研修

対象者　：　海外の日系企業等の管理者・技術者

研修目的　：　日本での生活全般や実地研修（企業での研修）を進める上で必要な日本語や生活上の知識の習得、また帰国後に現地と日本の橋渡し役を果たすために重要な日本社会の理解

日本語研修の概要

コース	研修時間	到達目標 *初学者の場合
13週間コース	436時間	A2レベル
6週間コース	206時間	A1レベル

日本語研修の内容

- ✓ 指示や作業のやり方の理解、業務の確認や許可求め、周りの日本人との雑談など実地研修の場面を想定した口頭コミュニケーション能力の養成
- ✓ 日本社会や企業文化を理解するための講義、産業施設見学、研修旅行、地域交流等も実施

日本語研修の全体像

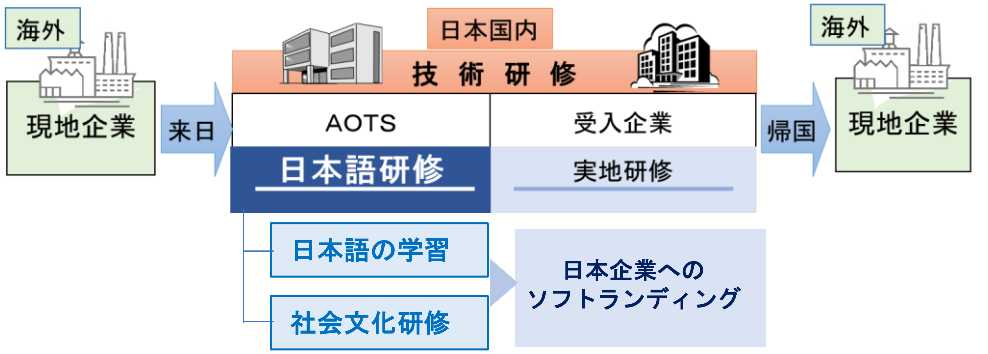

※令和7年度補助事業者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）作成

（参考）日本語研修　各種実績

※一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）作成

2020年から2022年は渡航制限の影響で実施人数が減少。2023年からは回復基調。
研修利用企業の多くが製造業であり、アジア地域からの研修生が大半を占める。

一般研修の実施人数推移

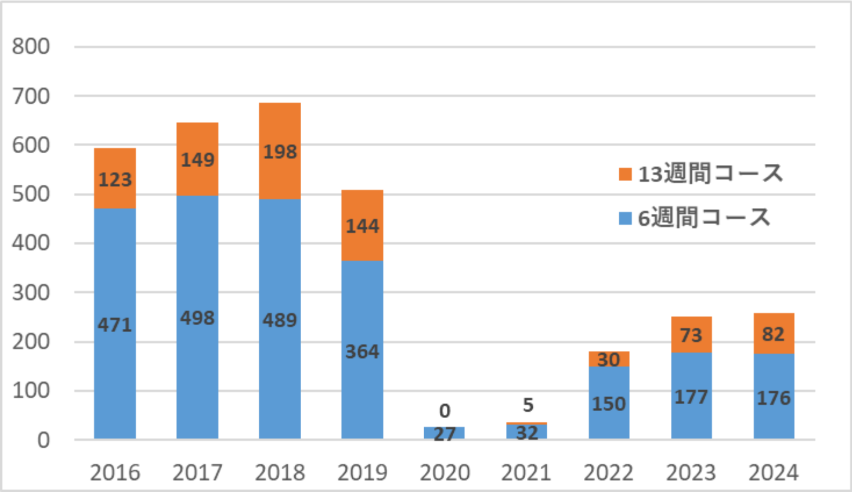

企業規模別人数割合

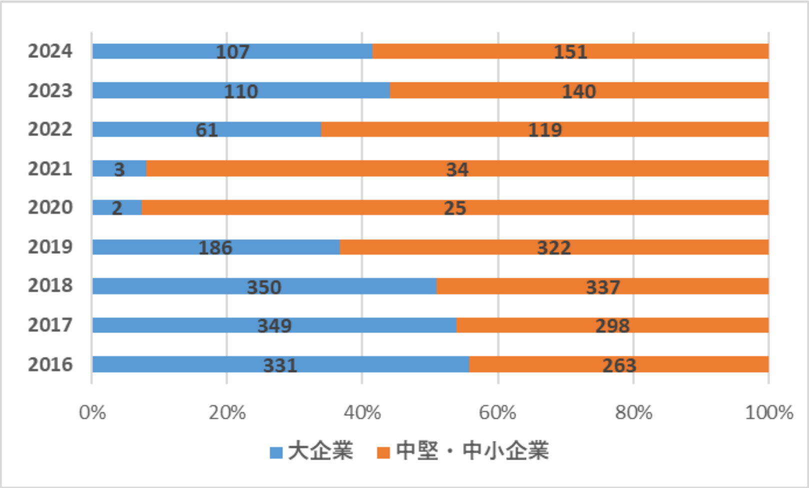

業種別人数割合（2016-2024）

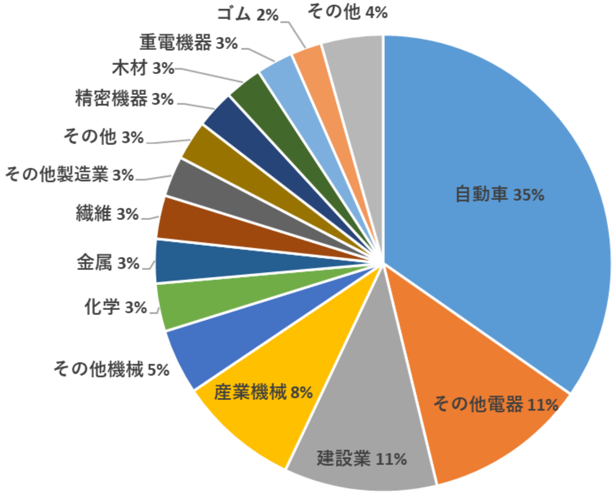

国別人数割合（2016-2024）

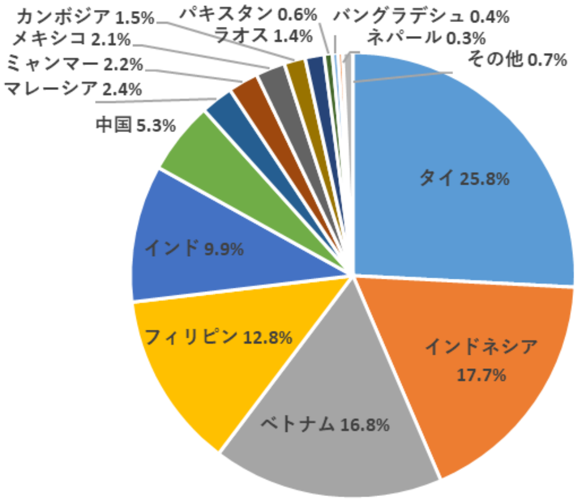

総務省関係資料

地域における多文化共生施策の推進について

○ 総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資する「地域における多文化共生推進プラン」や、全国の好事例を集めた「多文化共生事例集」を作成し、地域の実情を踏まえた多文化共生施策の推進を支援している。

地域における多文化共生推進プラン（令和２年度）

○ 「地域における多文化共生推進プラン」を平成18年３月に策定
○ 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

[具体的な施策]

（１）コミュニケーション支援
- 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- 日本語教育の推進
- 生活オリエンテーションの実施

（２）生活支援
- 教育機会の確保
- 適正な労働環境の確保
- 災害時の支援体制の整備
- 医療・保健サービスの提供
- 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- 住宅確保のための支援
- 感染症流行時における対応

（３）意識啓発と社会参画支援
- 多文化共生の意識啓発・醸成
- 外国人住民の社会参画支援

（４）地域活性化の推進やグローバル化への対応
- 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- 留学生の地域における就職支援

[多文化共生施策の推進体制の整備]
（１）地方公共団体の体制整備
（２）地域における各主体との連携・協働

具体的な事例 →

多文化共生事例集（令和３年度）

○ 改訂したプランの内容を広く周知し、多文化共生施策を推進するため、地方公共団体、国際交流協会、民間企業、NPOなどの全国の好事例を集めた事例集を令和3年8月に公表

[主な掲載事例]　（ ）は事例の数

（１）コミュニケーション支援（17）
- デジタル技術を活用した多言語相談対応
- 地域の日本語教室の運営　など

（２）生活支援（53）
- 就学前日本語教室の運営
- 外国人防災リーダーの養成
- 医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及
- 外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成
- 多言語対応が可能な不動産業者の紹介動画を活用した情報発信　など

（３）意識啓発と社会参画支援（12）
- 多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり　など

（４）地域活性化の推進やグローバル化への対応(9)
- 外国人の視点による地域の魅力発信　など

（５）多文化共生施策の推進体制の整備（6）
- 複数自治体での外国人相談窓口の設置　など

【掲載取組例】

▲外国人相談窓口

▲外国人防災リーダー養成研修

▲初期適応指導教室の実施

▲外国人住民運営企業による農業体験ツアー

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和７年６月６日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

＜地方単独事業分＞

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費　等	（市町村分） **特別交付税措置**
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費　等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費　等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費　等	（都道府県分・市町村分） **特別交付税措置**
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費　等	

＜国庫補助事業分＞

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 **○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担** 【参考】補助率：１０／１０、運営費１／２（Ｒ７当初予算　10億円）	（都道府県分） **普通交付税措置**
	（市町村分） **特別交付税措置**
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 **○教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業の地方負担** 【参考】補助率：１／２（Ｒ７当初予算　６億円）	（都道府県分・政令市分） **普通交付税措置**
	（市町村分（間接補助分）） **特別交付税措置**

■　上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）
※　外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座　等

多言語翻訳技術の研究開発

- **総務省・NICT**では、**長期間にわたり多言語翻訳技術の基礎研究**を実施し、技術・言語データ等を蓄積。
- 訪日・在留対応等を想定した**21言語の逐次翻訳**について、**実用レベルの翻訳精度**(TOEIC900点相当)を実現。
- 更に、2025年の大阪・関西万博において、**AIによる同時通訳を実現するための研究開発**を実施。

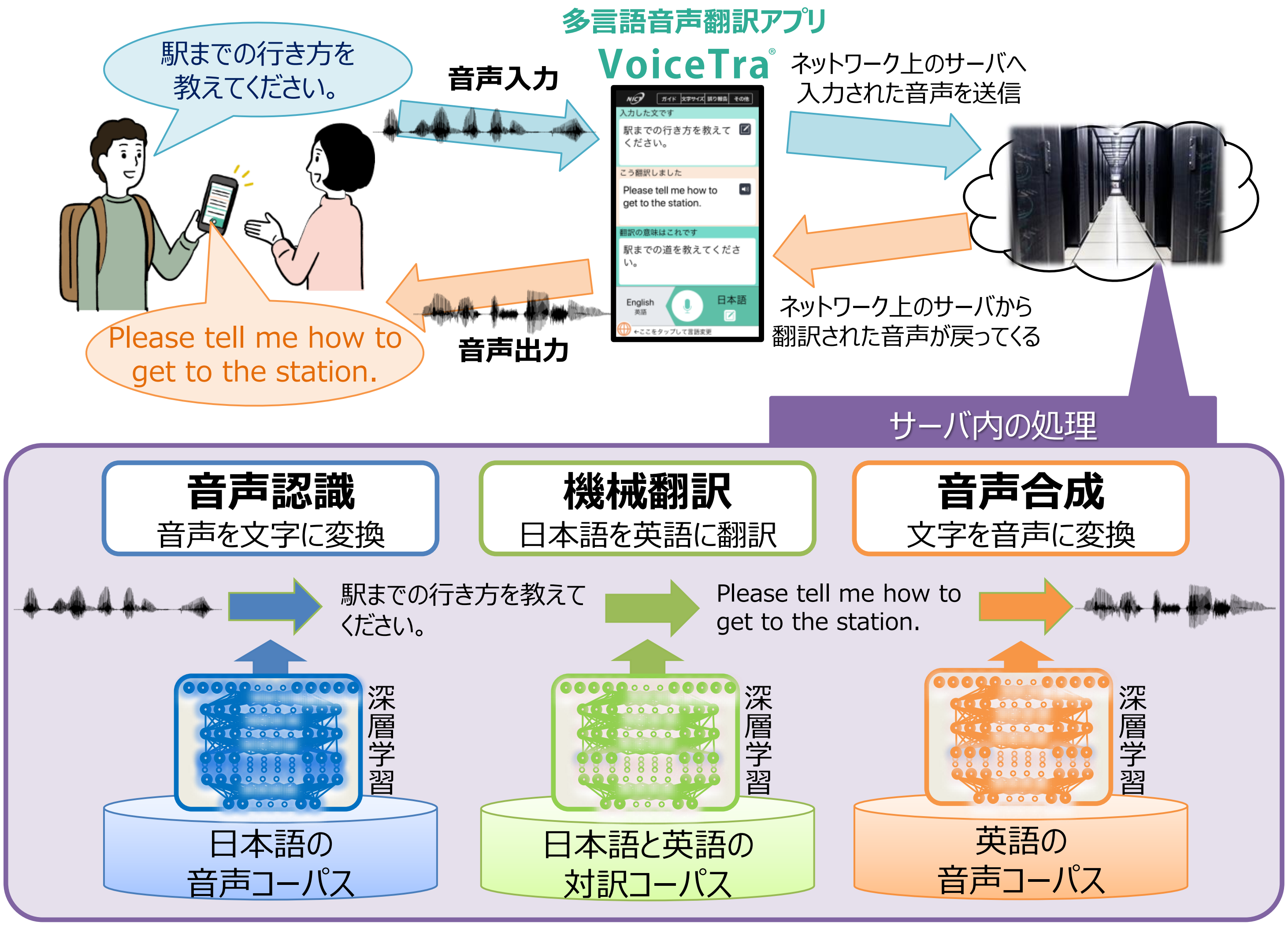

対応言語(31言語)

重点対応言語（実用レベル）

訪日・在留外国人対応等を想定した**21言語**

日本語	スペイン語
英語	ブラジルポルトガル語
中国語	フィリピン語
韓国語	アラビア語
タイ語	イタリア語
インドネシア語	ドイツ語
ベトナム語	ヒンディ語
ミャンマー語	ロシア語
フランス語	ウクライナ語

クメール語　ネパール語　モンゴル語

ウルドゥ語　オランダ語　シンハラ語
デンマーク語　トルコ語　ハンガリー語
ポーランド語 ポルトガル語 マレー語 ラーオ語

ボイストラ(VoiceTra)アプリ

App Store からダウンロード
Google Play で手に入れよう

（参考）NICT多言語翻訳技術を活用した主な民間サービス

音声翻訳サービス

- 「POCKETALK® S2」
  ポケトーク(株)

- 「会議用自動同時通訳サービス MeeTra™」
  TOPPAN(株)
- 「VoiceBiz® UCDisplay」
  TOPPAN(株)

- 「TransDisplay」
  VM-Fi（台湾, 台北）

- 「BRIDGE アプリ」
  (株) BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS

- 「Fairy I/O® Tumbler T-01」
  Fairy Devices(株)

- 「eTalk 5 みらいPFモデル」
  RemoSpace (株)

- 「医療通訳タブレット MELON」
  コニカミノルタ(株)

- 「ハイブリッド式多言語通訳サービス KOTOBAL」
  コニカミノルタ(株)

- 「eTalk5APP みらいPFモデル」
  RemoSpace(株)
- 「VoiceOn シリーズ」
  (株) IP DREAM
- 「ポケトーク」アプリ版
  ポケトーク(株)

- 「ポケトークライブ通訳」
  ポケトーク(株)

- 「ドコツーAI MIX」
  (株)スマートボックス
- 「みらい翻訳 AI動画字幕」
  (株)みらい翻訳
- 「ドコツーAI」
  (株)スマートボックス
- 「VoiceBiz®」
  TOPPAN(株)
- 「VoiceBiz® Remote」
  TOPPAN(株)

- 「mimi® 音声翻訳 powered by NICT」
  Fairy Devices(株)

音声翻訳APIサービス

- 「mimi® Cloud API Service」
  Fairy Devices(株)
- 「みらい翻訳 プラットフォーム」
  (株)みらい翻訳

テキスト翻訳サービス

- 「XMAT®」
  (株)川村インターナショナル
- 「みんなの自動翻訳＠KI (商用版)」
  (株)川村インターナショナル
- 「T-tact AN-ZIN®」
  (株)十印
- 「医薬特化AI翻訳プラットフォーム AIKO SciLingual」
  (株) アスカコーポレーション
- 「ヤラクゼン」
  八楽(株)
- 「COTOHA® Translator」
  NTTコミュニケーションズ(株)
- 「ATOM KNOWLEDGE」
  (株)ＣＭＣエクスマニコム
- 「DOCCAI 翻訳」
  東芝デジタルソリューションズ(株)
- 「製薬業界向け翻訳サービス PharmaTra®」
  TOPPAN(株)
- 「金融分野向け機械翻訳サービス FinTra®」
  TOPPAN(株)
- 「ProTranslator EXPRESS」
  日本特許翻訳(株)
- 「CRYSTALTRANSLATOR® BUSINESS」
  (株)マインドワード
- 「Mirai Translator®」
  (株)みらい翻訳

＜ご利用対象＞
法人向け　個人向け

＜提供形態＞
端末
アプリ・ソフトウェア

※製品・サービスに関する記載は2025年1月現在のものです

出典：https://gcp.nict.go.jp/news/flyer_business_GCP.pdf

資料２

日本語教育機関認定法の施行状況について

令和７年１２月
総合教育政策局日本語教育課

1. 認定日本語教育機関の認定

◆ **令和６年度の認定結果**
- **申請機関数　１２０機関**
- **認定とした日本語教育機関　４１機関**

◆ **令和７年度１回目の認定結果**
- **申請機関数　７４機関**
- **認定とした日本語教育機関　２３機関**

合計：６４機関

◆ **令和７年度２回目の申請状況**
- **申請機関総数　１００機関**

（うち法務省告示機関５８機関、大学別科等１機関）

〈課程分野の内訳〉
- 留学のための課程　９９機関
- 就労のための課程　２機関
- 生活のための課程　０機関

※　機関から複数の課程分野を申請している場合があるため、申請機関総数と課程分野別の機関数の合計が一致しないことがある。

（参考）令和７年度２回目の認定審査スケジュール

○　８月２９日～１０月２４日　：事前相談
○　１０月２７日～１０月３１日　：申請受付
○　１１月～３月頃　：担当官による実地確認、一次審査、二次審査
○　４月頃　：認定結果公表

2. 登録日本語教員の登録

◆ **登録日本語教員数**

- **１０，２１８名**（１２月２日時点）

◆ **令和７年度 日本語教員試験の実施**

- **試験実施日：１１月２日（日）**
- **出願者数：　１８，３１３名**

※１２月１２日（金）結果公表予定

（参考）令和６年度 日本語教員試験の実施状況

- 出願者数　１８，３８７名
- 受験者数　１７，６５５名
- 合格者数　１１，０５１名
- 合格率　６２．６％

※　「合格者数」には経過措置による全試験免除者を含む。

3. 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録

◆ **令和６年度の登録結果**

- **登録実践研修機関　５４機関**
- **登録日本語教員養成機関　６４機関**

◆ **令和７年度１回目の登録**

- **登録実践研修機関　２０機関**
- **登録日本語教員養成機関　２２機関**

登録機関数合計：
登録実践研修機関　７４機関
登録日本語教員養成機関　８６機関

（参考）令和７年度２回目の登録審査スケジュール

○　１１月１７日～１２月２６日　：事前相談
○　事前相談終了後～１月９日　：申請受付
○　１月下旬～３月頃　：一次審査、二次審査
○　４月末頃　：登録結果公表

4. 認定申請の円滑化・理解促進に向けた取組について

昨年度の申請・審査の状況や団体からの要望等を踏まえて、今年度上半期に、以下の取組を新たに実施。

✔ これまでの審査において指摘が多かった事項（不認定事由）や、認定申請に当たって留意すべき事項等の周知

－８月下旬に、文部科学省主催の説明会を開催（約800機関、1300名超の参加登録。動画及び資料は文科省HPに公表。）。

※法務省告示機関を主な対象とした説明会も開催

－各団体からの求め等に応じて、団体の会合に文部科学省職員を派遣し、説明を実施。

✔ 申請書様式毎の留意事項や、審査で確認される項目・関係法令等を整理した資料の公表（本年６月）

✔ その他、出入国管理庁等とも連携して、申請に向けた働きかけ、説明会の周知等

今後も、引き続き団体とも連携した上で、更なる対応を検討・実施する。

（現在検討中の取組）

・主任教員を対象として教育課程を題材にした研修の開催（団体と連携。令和８年１月開催予定）

・申請数の増加に伴う審査プロセス・スケジュール等の改善　等